

第十九回国会 衆議院 農林委員會會議錄第四十六号

昭和二十九年五月十九日(水曜日)

午前十一時十九分開議

出席委員

委員長 井出太郎君

理事小枝 一雄君 理事佐藤洋之助君

理事綱島 正興君 理事福田 喜東君

理事金子與重郎君 理事芳賀 貢君

理事川俣 清音君

秋山 利恭君 足立 篤郎君

佐藤善一郎君 寺島隆太郎君

松岡 俊三君 松山 義雄君

加藤 高藏君 吉川 久衛君

足鹿 覺君 井谷 正吉君

井手 以誠君 中澤 茂一君

中村 時雄君 安藤 覺君

河野 一郎君

出席政府委員

農林政務次官 平野 三郎君

農林事務官(農林經濟局長) 小倉 武一君

委員外の出席者

通商産業事務官(中小企業庁振興部長) 石井由太郎君

農林漁業金融庫副理事長 平中五三郎君

農林漁業金融庫理事長 江沢 省三君

専門員 難波 理平君

専門員 岩隈 博君

専門員 藤井 信君

参考人(農林中央金庫副理事長) 江沢 省三君

五月十九日

委員稻富稔人君及び山村新治郎君辭任につき、その補欠として中村時雄君及び安藤覺君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

農民組合法案(足鹿覺君外十二名提出、衆法第二五号)

農業委員會法の一部を改正する法律案(小枝一雄君外十六名提出、衆法第二九号)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(金子與重郎君外十六名提出、衆法第三〇号)

農林漁業組合連合會整備促進法の一部を改正する法律案(足立篤郎君外十名提出、衆法第三七号)

○井出委員長 これより會議を開きます。

農民組合法案、農業委員會法の一部を改正する法律案及び農業協同組合法の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたし、審査を進めます。質疑を継続いたします。芳賀貢君。

○芳賀委員 私は協同組合法の一部改正法案並びに農業委員會法の一部改正法案に対して質疑を進めたいと思ひます。前会金子提案者代表に対しまして、農業委員會法の改正の法律案に対する面だけを質問したわけでありまして、残余の分に対して、本日は主要な点をたしたいと考えるわけでありまして、このことは決して農業委員會法に對する質疑を行わないということではないので、その点は、委員長におかれても十分御了承願ひたいと思ひます。

前回お伺ひした点は、市町村段階における協同組合の組織の具体的な確立

という点に對しまして、金子委員から問題點に對する御説明をいただいたわけでありまして、今度の改正案によりまして、役員を選挙の中に置きまして、今までは選挙規定を設けて、役員を選挙を行う場合においては總會において正組合員の実人員の過半数が出席しなければ選挙ができないことが原則になつておりましたけれども、今度の場合に置きましては、単に總會において役員を選挙することができるといふふうに改正されております。そういったことを、總會の成立条件は、委任状を有効といたしまして、一組合員が一名の委任行為を行うことができるというところで、通常總會は成立できるわけでありまして、そういったことと、実人員が四分の一を越えた場合においては、委任状を含めて過半数になつた場合において、總會は成立できることになるわけでありまして、そのような形態をとる場合においては、今までの非常に違つて、總會における出席人員が四分の一をちよつと上まわつた場合においては、役員を選挙が可能であるということになるわけでありまして、こういう形は、協同組合の今後の民主化を進める上においても、組合員に対する義務規定を緩和させるといふような、かえつて逆の結果になるのではないかと

思ふわけでありまして、どうしてこのように選挙関係の規定を非常にゆるめるようなことになければならぬかという点に對して、了承できないわけ

であります。その点について伺いたい。

○金子委員 組合の役員を選挙の形式を、今度の修正によつて、定款に定め

た場合は總會において選任してもよろしいということをつけ加えたのであります。これは従来からの選挙の形式を否定したものではありません。選挙をやることはもちろんさういふことではない。しかしながらその町村の事情により、またその定款の定めるところによつて、總會において選任してもよろしいといふことをきめた理由は、理論的に申し

ますと、非常に時代逆行だといふ御不満が多分出るだらうといふことを私も考へておつたのであります。しかしながら現実の農村の協同組合についてつづいて見ると、選挙の形になつてから――これは民主的な行き方に對する一つの訓練だといへばそれで終るのであります。町村の理事というものはその協同組合の運営のために當る理事機関であることは當然のことであるけれども、その実質的な運営にあたりましては、町村と各部落から均衡を保つような形において出させて、そして部落の担当の理事だといふような性格を持たせて行く方が、実際の運営上効果がある。かりに理事として適當な人であるならば、一つの部落から定員の半数が出ても、より以上の者が出てもいいくらいでありますけれども、實際問題として、地域的に部落の調和のとれるような形において役員が出ていなければ困るので、私どもの知

る範圍においては、大体そういう形において、県の連合會の場合でも、町村の場合でも、役員を選任が行われて

るのが多いのであります。それが今度

は選挙をもつて争うということになり

ますと、理論的には組合員の大多数の

表決によつてきめられるのですけれども、今私どもが地方へ行つてこの問題を調べてみますと、最初からどの部落

はだれを書くといふことを内定して

いて選挙の形式をとる。しかもその間

において政党的な立場から、別なその

字の妥協に應じない人たちが立候補

いたしますと、今度はそのかわつた人

ちに對して、全村から――妥協の外

から投票を集めて参りますと、一部落に

二人の役員ができるが、相當大きな部

落でも役員がなくなつてしまつて、そ

の役員選挙をめぐつてもつれができて

来る、こういう実例をたくさん見てい

るのであります。そういう点から参り

ますと、理事は、理論的には組合自体

の運営に當るのであるから、何人でも

優秀な人が当ればいいといふけれど

も、實際の選挙にあたりましては、各

県の場合には各郡であるとか、町村の

場合には各部落から適當な人たちを一

応相談いたしました。それから選挙に

臨むという形式をとつているところが

第一類第九号 農林委員會會議錄第四十六号 昭和二十九年五月十九日

の場合においては適切なものができる
と私は考えておりますので、この際
こういう条項をはさんだのでありま
す。

なおつけ加えておきますが、これに
対して非常にいい実例は、実は今群馬
県で経済連の再建整備をやりました。
今日その問題で困ったことができた
言つて、私のところへ来ているのであり
ます。それは私の方は十一郡でありま
すので、十一の理事を出すことを従来十
何年の間やつて来たのでありますが、
今度は国の指導方針によつて各連合会
は七人以上の理事機関はならない。理
事というものは各連合会そのものを運
営するための理事であつて、各郡から
ブロックごとに出すなどという考え方は、
理論的に間違つてゐる、こういう
指導方針のもとに理事を七人にいたしました。
理事を七人にして行きました
関係上、今度は群馬郡という大きな郡
に理事が行かなかつた。それで非常に
問題を起して、これだけの郡で理事が
なくていいというなら、おれの郡は脱
退してもいいというふうな気配さへあ
る。そういうことがときたま起つて来
る。そういうことを防ぐためには、一
面からいへば非合理的な、民主化を妨
げるというふうなことになることは
よくわかりますけれども、現実の問題
といたしましては、一つの選挙委員に
よつて合議の上でものをきめるという
ことの方がより合理的な場合がある。
しかしながらそういう場合に、ボスだ
とかあるいは特定の有力者の力によつ
て支配されるような弊害があること
は、もちろん認めますので、そういう
場合には、もちろん本則による選挙

によることがいいんだ、こういう二本
建に考えたわけであります。

○芳賀委員 この問題は非常に重要で
あると思ひます。協同組合に対する
組合員の資格条件は、出資の口数であ
るか、経済力の多寡によつて決する
のではなくて、あくまでも一人一票の
平等の原則の上に立つてゐるわけであ
りますが、しかも今後協同組合を本質
的に強めて行かなければならぬとい
う場合には、その協同組合を形成
する組合員全体が、協同組合を十分理
解して協力できるという態勢まで盛り
上げて行く必要があると思ひます。
○小倉政府委員 協同組合員が、組合の現在置かれておるところ
の力の状態を最もよく知ることができ
るかというその機会、やはり一年一
度必ず開かなければならぬ総会等に全
部の組合員が出席して、そこでそのお
の十分内容を知ること、これが非常に
大事なことで、考えるわけでありま
す。そういうようなことのために、
できるだけ総代制というふうなものを
とらなくて、そうしてつとめて全組合
員が出席できるような機会を持つと同
時に、それを義務づけて行くことがど
うしても大事であるというふうに考
えるわけでありま。しかも今度の改正
点によりまして、実際の正組合員の人数は、四分の一をちよつと越えればそ
れで役員は改選も何もできるというこ
とに実質的にはなるわけでありま。
○小倉政府委員 協同組合員が、組合の現在置かれておるところ
の力の状態を最もよく知ることができ
るかというその機会、やはり一年一
度必ず開かなければならぬ総会等に全
部の組合員が出席して、そこでそのお
の十分内容を知ること、これが非常に
大事なことで、考えるわけでありま
す。そういうようなことのために、
できるだけ総代制というふうなものを
とらなくて、そうしてつとめて全組合
員が出席できるような機会を持つと同
時に、それを義務づけて行くことがど
うしても大事であるというふうに考
えるわけでありま。しかも今度の改正
点によりまして、実際の正組合員の人数は、四分の一をちよつと越えればそ
れで役員は改選も何もできるというこ
とに実質的にはなるわけでありま。
○小倉政府委員 協同組合員が、組合の現在置かれておるところ
の力の状態を最もよく知ることができ
るかというその機会、やはり一年一
度必ず開かなければならぬ総会等に全
部の組合員が出席して、そこでそのお
の十分内容を知ること、これが非常に
大事なことで、考えるわけでありま
す。そういうようなことのために、
できるだけ総代制というふうなものを
とらなくて、そうしてつとめて全組合
員が出席できるような機会を持つと同
時に、それを義務づけて行くことがど
うしても大事であるというふうに考
えるわけでありま。しかも今度の改正
点によりまして、実際の正組合員の人数は、四分の一をちよつと越えればそ
れで役員は改選も何もできるというこ
とに実質的にはなるわけでありま。

合の実態を知り、運営に対して直接参
画しておるのだというふうな意識を高
めて行くという機会が、だん／＼減少
するのではないかと、いふに考へる
わけでありま。特に金子さんが今言
われたような方法によりまして、わず
かな選挙委員をあげてそこで話し合
ひの上で役員をきめるというふうなこ
とになると思ひますが、こういう
ようなことになると、特定の勢力が中
心になつて、そうして妥協的に物事を
進めて行くということになるのであ
つて、一面から考えれば、非常に波瀾が
なくともうまく行くのだということにな
るかもしれないけれども、全体の組
合員のおの／＼の考え方を正しく反映
させるという方法は、やはり投票制に
よることが正しいのではないかと考へ
るわけでありま。総会に出席しない
組合員は何もわからないのだから、そ
ういうものに選挙権を与えて二年か三
年に一度そのときだけ集めて来て
投票させても、それはほんとうの反映
にならぬということ、これを片づけて
しまへば、そうであるけれども、や
はりみんなの意識が高まつて行くこ
とが期待されなければ、協同組合の本
来的な組織の確立というところは絶対
にできないと思ひます。少数の何
人かにこれをまかせつ切つて、あとの
者は盲従するといふ形は、協同組合の
場合においてはとるべきでないと思
ひます。それは一面においては投票制
を悪く利用して、一部の勢力がそこ
から台頭するといふ場合があるかもしれ
ませんけれども、しかしおの／＼の組
合員の考え方によつて、自分はこの方
を理事なり監事として最適であると信
ずる、その行為といふものは神聖であ

ると私は考へるわけでありま。そう
いふふうにするに協同組合の形の中に
おいてだん／＼と確立されたそのコー
スを、ここで逆行させるといふよう
なことはどうしてもとるべき手段で
ないといふふうに考へるわけであり
ま。これに對しまして政府当局はど
うに考へておられますか。

○小倉政府委員 改正点の御趣旨は、
金子委員からお話の通りだといふ
に聞いております。御質問を聞いてお
りましてちよつと私疑問に思つてお
りますのは、総会で選任をすることが
できるということになつておりますが、
これはもちろん選挙でもよろしいわけ
であります。組合の事情によつてど
ちからにきめるということになるわけ
であります。組合員が、なお総会でもつていた
します場合に、おそろく非常に少数で
きるといふ御疑問が――総会にか
る総代会といふものがございますから、
総代会といふたやうなところで選任を
するといふことであれば、非常にわ
ずかぬ人でもつて役員を選任するとい
うおそれもあるのではないかと、こ
も考へられるのですが、たしか改正案
では総代会の権限の規定を変更いた
しまして、役員は選任は総代会では
できないといふふうにしてありますので、
やはり組合の多数の方が集まつて来
た総会の席上でなければならぬと思
ひます。で、わづかぬ人でもつてといふことは
必ずしもないのではないかと思ひま
す。ただ選挙がいいか選任がいいか
といふことについては非常にむづかしい
問題でありまして、私どももどちらか
といふことはなから／＼きめかねるかと
思ひますけれども、組合によりまして
は選任で行つた方が万事うまく行く、

しかも選任のやり方も民主的であれば
実害がないのではないかと、かように考
えておるのであります。

○芳賀委員 小倉さんの言われるの
は、何か聞き違えておられると思ひ
ます。私は総代会において役員を選任が
できるといふことを言つておられる
のであります。ただ総会において役員を
選任することができるといふ場合にお
いては――総会の成立条件は、委任状
を含めて過半数になれば総会は成立す
るわけでありま。しかし役員選挙を
やる場合に、告示をして、その総会にお
いて役員選挙を投票の形においてや
るといふ場合においては、実人員の過
半数が出席しなければ選挙に入ること
はできないわけですね。だからそこに大
きな違いが出るでしょう。半数でや
れる場合と四分の一でやれる場合と総
会の成立条件が違つて来るといふこと
は、これはやはり重要な問題である
と思ひます。なるたけ人を集めないでやれば
万事うまく行くといふ考え方は、こ
れはとるべき方法でないと思ひます。
役員は改選をやる場合においては、
現在ではほとんどが三箇年制をとつて
るやうに考へますが、そういう機会に
全体の組合員が出席して、自分たちの
協同組合の置かれた経営の実態とその
力の内容がどうなつておるかといふこ
と、組合員として自分と協同組合との
因果関係がどこに置かれておるかとい
ふことを十分そこで検討して、意識の
中にそういうものがだん／＼高まつて
行くといふ機会をつくつてやるという
ところに、今後の協同組合の将来への
一つの発展性があるといふふうに考
へるわけでありま。ただ総会で投票し

たりなんかすれば、縦会がもめてごたごたするから、そういうことは避けなければならぬ、話し合いの方が万事うまく行くのだ、そういう安易な現状に対する妥協的な考え方で今後行くとしたら、これはだん／＼逆コースになると私は考えるわけでありませう。あくまでも農民は無知である、大衆は無知であるということを前提にして、少数の者が適当に掌握をして指導すればいいのだという考え方がこの中にはじんでおるのです。それで農林省当局としても、こういう趨勢が妥当である、適切であるという考え方を持っておられるとすれば、その点を明確にしてもいいと思います。

○金子委員 だいたい私の考え方として、理論的には芳賀委員の言う通りだと私は思います。それに対してちつとも疑問をさしはさんでおきません。それなのに改正案が行つていないのです。だから現実に行つていないのです。だから現実というものが一応考慮していいのではないかと。そうして、たとえば選挙をするときに、まったく白紙の立場において、自己の意思によつて、五百人なり千人の組合員が選挙するかという、やはりそうではない。その前に部落の申合せだとかいろいろな工作を現実に行つておる。そういう工作をやるのならば、今度はそれを選挙という形に紙に書き表わすということをやらなくとも同じじゃないか。書き表わすために先ほど申し上げたような事象が出て来て、そのあとに村に波瀾が起きるといふことさえある。だから私は、組合員の自覚を促して、資本主義機構でありませんから、要するに一人が一人、百口の

出資者であらうと、一口の出資者であらうと、平等の権利を持つておる協同組合の立場から、あなたのおつしやる通りだと思ひます。しかしながら現実の面を見たときに、両建てで行くことは、選挙することを否定しておるわけではありませぬから、そういう民度の進んだところは、最後の理想の選挙の方にいくべきである。しかし現実の姿から言つて、それによつていろいろ問題、連合会の場合においても、単位組合の場合においても起しておる。それならば理論的にも矛盾しておるという非難を受けても、あくまでも現実的に則した行き方もとど得るよくな、それに全部やるというのではなくて、そういう行き方もとど得るような方法をとつたらよろしい。この問題を出しますにあたりましては、私も相当理論的に逆行するといふあなたの御指摘のような問題があることを予測いたしました。ある程度の町村の事情あるいは数県、果連の機構に対して参考意見を聞いて、そういう自分の考え方は、理論的にそういう非難を受けることを承知しておりましたので、私の許される範囲の調査をいたしまして、こういうふうな道も講ずることが妥当だといふ結論を得たわけでありませう。そういうことに御了承願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 この改正点は、両建てを行けることになつておるのかもしれないが、一度こういうふうな改正をしたら、ほとんど通例の総会において役員を選任ができるという事になれば、便宜的にそういう方法をひとしく採用することに思ふわけでありませう。ただ私の聞きたいことは、金子さんは今までの投票による選挙には弊害

があるといふようなことを言つておられますが、これは全国の協同組合を通じてその弊害の多いのか、やはりこういうような方法をとつてこれを指導することによつて、今はまだ不十分ではあるけれども、段階を進めることに、これが将来においても採用されるべき方法であるといふふうに考えるか、その点であります。特にこの点は昨年の政府の改正点にはなかつた問題であるので、私は先ほどから小倉局長にも尋ねておるわけでありませう、農林省としては、こういう方法を採用したが、いいと今なおお考えになつておるかどうか、それから今までの方法をとると、それが非常に弊害とか欠陥があるといふような全国的な事例等があれば、この機会にお示し願ひたいと思ふわけでありませう。

○小倉政府委員 これは理論的に申しますか、役員選任の民主的な方法といひましては選挙がよろしいと思ひます。ただ実際に選挙ではぐあいが悪い事例があるかといふことであります。が、具体的にとどのごとくといふことは、人の問題でありますのでなか／＼判定がむづかしいと思ひますけれども、こういうことが実はあると思ふのであります。と申しますのは、組合でありますれば、必ず組合長なり専任であります。必ず組合長なり専任に専任できるような人が中に一人は選ばなければ困るわけでありませう。ところが選挙でやりますと、理事としてはとき／＼集まつて相談していただく分には非常にけっこうという者が集まつていただくけれども、専任になつて毎日来ていただく人は必ずしもその中に入つて来ない、こういう欠点がございます。もう一つは、大きな組合になりま

す、理事の中にもいろいろ分担がございまして、経理に明るい人、あるいは商店と申しますか、そういう取引に明るい人、あるいは中には農業技術に明るい人、こういった結合関係が必要なのであります。ところが選挙によりますと、そういううまい組合せの役員が必ず選挙されて来るというわけには参りません。選任でありますと、その辺のおせん立てをする人がうまいと考えて、皆さんにごひろうして、全体として賛否を問うといふこともできるのであります。選任の方が便利であるといふふうなこともございまして、一律にどちらがいいといふわけには参らぬと思ひます。今度の改正案のように選挙によるけれども、場合によつては選任もできる、こういう二つの規定も、一概に現在の法制よりぐあいが悪いといふことではなくて、むしろ実情に沿つたことにはなつていないかと考えております。

○芳賀委員 小倉さんの今のお話に落ちぬわけですか。どうして投票するとうまく行かぬかといふことです。組合員がこの人こそ自分たちの代表の理事とか監事になつてもらわなければならぬという良識の上に立つて投票した結果が現れて、数名の理事、監事が出るわけですから、その人たちが組合長になり、専務理事になり、それ／＼の部署を担当して任期中やるといふことが一番正しいと思ひます。この選挙がよかつたとか悪かつたとかいふ判断はだれがやるかといふ問題であります。組合員全体が見てこれではよかつたといふことになれば、結果としてはそれが一番よいのではないと思ひます。それを別の角度から見て、これは思わしくない

結果が出たといつても、組合員は一人一票しかないので、それを何か別の力で指導して、今度はこの人を持つて行かなければならぬといふことでつち上げられるという弊害はどうしても出て来るわけでありませう。そういうような形はすぐとるべきではなくて、投票なら投票という訓練の中から、そういう期待を持てるような結果をつくり上げて行くことがどうして必要ではないかと思ひます。今またここで逆行してしまつて、いつの時代にもそういう理想ではあるけれどもという時期が来るかといふことです。最近においては、既往よりだん／＼協同組合の運営とか、そういう面における情勢というものは、やや整つて来ているといふふうに私は考えておるわけでありませう。だん／＼悪くなつて混乱しているという事態であれば、選挙の方法等も考えなければならぬといふことになりませう。あるいは整備促進の場合においても、事態はだん／＼よくなつて来ておる。これは経済情勢の中からの大きな重圧にはなかつた抗しがたいが、そういうことは経営条件がよくなつていくといふことは言えないけれども、協同組合としての運営の形はだん／＼整いつつあるのではないかと判断されませうが、その点はどうですか。

○金子委員 これは政府よりもむしろ提案者の意思が相当強く入つておりますので、私に答えさせてもらひます。が、再三繰返して言うように、協同組合の資本主義的な会社と違ふ点からいって、それを一人々々の組合員の意思に問うといふことによつてでき上るというところでなければならぬし、またそ

う訓練し、啓蒙、教育して行くことに賛成です。それならばどうしてそういう時代に逆行する方法までとらなければならなかったかということですが、それを一つの例で申しますと、なるほど組合員個々が、一口の持分を持つた組合員も、あるいは二十口持つ組合員も、これに対する権利は同じであります。しかしながら組合に対する関心は、現実においては遺憾ながら同じではないと私は見ております。私の県の協同組合を見ても、その協同組合員が自分の協同組合に対しての熱意がどれだけあるかという、遺憾ながら組合と一般の同じ業を営んでいる業界とを天びんにかけて、どちらが安いか高いかというような五分々々の立場において考えている組合員が相当多いのであります。こういうような立場において、ただ公選の形で行きますと、村会議員に落ちたから、今度はおれは理事に出るといふような考え方に相当支配されておることは、遺憾ながら事実であります。そういうことになりましたから、この公選制をとつてからは、一面から言えばそれは非常に進歩的だと言えと同時に、一面から言うならば、役員改選のたびごとに役員が非常にかわつて参ります。御承知のように、民主的な一つの方法として、経済行為をやらなければならないならば、一つの訓練、練習的な形で待つことはけつこうでありますけれども、事が経済の問題でありますけれども、事に個人保証をいたしまして、次のときには選挙によりますから、以前に比べて非常に役員の改選が極度に行われる。これが最近の例であります。そういうことも組合員がそれによいと言えればそれ

でよいのではないかと申せば別でありますけれども、そういう結果から、ややもすると役員としての責任感がむしろ薄らいで来る傾向がある。これは今まで連合会の場合におきましても、単位組合の場合においても、私の地方において見られる例であります。だから以前は一旦自分で個人保証したものについて、あくまでその責任を負う、また信任した今たちもその財政を見きわめなければ役員に就任できない一つの例から言ひましても、私どもが役員の選挙をいたしました当時でも、かつては役員選挙が終了しても、その就任に対する受諾というものがあつたかといふことが、協同組合では大きな問題だつたのであります。ところが選挙制になつてからは、もう選挙が終わると同時に選挙された役員が、その役員を受けるか受けないかといふことはほとんど問題なしに行つて、問題なしに行つていくことは、大勢の意思を尊重するから行けばその通りであります。それけれども、一面から行けば、その組合を背負つて行く責任感といふものが欠けて来ているのではないかと。そこで今言うように、村の選挙委員なら選挙委員といふものが集まつて、そうして村全体の中から専務としてだれが適当であるか、経理の知識に対してだれが手腕があるかといふようなことを考へてやる方が、組合員の個々の人たちが選挙する場合よりも、経営上妥当な人がある可能性が多い、こういう場合がある。私は全部がそうだとはいへません。そういう場合が非常に多いことを現実に見ておりますがゆえに、ほかの、経済問題でなければ、それも民主主義の一つの訓練だといふことで、そ

この理想に向つて行けばいいということと言へるのでありますけれども、経済団体といふものは、たゞ一人であつてもそれによつて間違いを起すといふこと、あるいはそれによつて大きなミスをしたことが、あとに大きな何年か響いて参りますので、その経済行為の特殊性と、現段階の組合員がはたしてそれだけのつばな見識を持つておるかどうかという現実を考へた場合に、たゞいま芳賀委員の御指摘のようなことはよく存じておるのでありますけれども、現実には即するに、こういうふうな方法もとらるべきだ、こういうふうな考へておるわけであります。ですから組合の本来的あり方、民主化といふような考へ方から行きますと、選挙といふものを、一人一人の意思によつて固まつたのだから、だれが組合長に出ようそれが民意の現われだ、組合員の意思の現われだといふ解釈で行つてもよろしいのでありますけれども、しかし実際農村におきましては、われわれが国会議員の選挙をしまして、まだ頭の下げ方が上手だから投票がよけい入るとかいうふうなことで、へんなものが出て来るように、組合員の選挙において、現段階において組合員が、村の理事者となるべき人の、千戸なら千戸の村で妥当であるかどうかという判断力を全部が持つておるかどうかといふことは、遺憾ながらまだその段階にまで行つていない場合が多い。そういう場合には、むしろそれを否定するのではなく、總會に対して出席の訓練をするとか、奨励をするとかいふようなことと、あるいは組合員に対する教育といふものを間断なく行くことに対して

は、私はまったく同感でありますけれども、その選挙に対しては村の人たちの選挙委員によるものが、それほど非民主的だとも思われませんし、そういうことの方がむしろ適切な人物が選ばれる機会が多いのではないかと、そういう現実を私も目の前に見ておりますので、こういうふうな考へ方をしたわけであります。

○芳賀委員 金子委員の言われることを私は全面的に否定するわけでもありませんし、また私も協同組合の組織陣営に対してはいささかのつなかりを持つてゐるので、飛躍したような観念論だけでこの問題を論議してはおらぬつもりであります。ただ、今の金子委員の言われたお話の中に、組合員の協同組合に対する関心の度合いといふことがありましたが、これは同じ組合員の中にも、農民であつても、たとえば協同組合の事業面を通じて、それを最大効率に活用できるものと、できないものがあるものであります。中には単に飯米農家であつて、たとえば生産物を協同組合を通じて販売処理することのできないような零細農民も、これはやはり組合員になつておる場合もあつて、また中農以上の相当富農層に属するような農家はどうかといふことも、協同組合につながつておるといふことよりも、自分の力だけでやつて行くといふような、何か排他的な自己保存的なやうな方々をやつておる。そういう組合員の形もあるものであつて、結局中農的なやうな人たちが、協同組合の中核的な役割をしておるといふことは、これは全国的に見てもそういう傾向といふものはやや同一であるといふふうに考へておるわけであります。

昨年の冷水資金等の貸付の場合においても、その資金源といふものは中金を中心としたところの系統機關の資金を流した、それで末端における被害農民に対しては、どのように融資が行われたかといふことは、ここで私が別にあらためて説明する必要はないと思つてあります。協同組合の経営を何とか固めて行くために、一つの方法として貧農層の組合員を切らなければならぬ。こういう人々をあまりめんどろをみてはうまくやつて行けないという傾向が、現在の協同組合の経営の衝に當るところの役員の中には非常に強く出ているといふことは、これは否定することができぬと思つてあります。それと結びつけて考へた場合においては、そういう組合の手足まといになるような貧農の組合に対して、同じように一人一票の投票を行うといふことはけしからぬやないかといふ考へ方が、傾向としてこの改正点の中に出て来るとすれば、これは非常に危険であるといふのであります。どうしても協同組合を健全化するためには、繰返して言うやうでありますけれども、全体の組合員の意識をこの協同体の中に集約してやつて行かなければならぬといふことを、自認させるように指導、啓蒙するといふことを怠つてはならぬのであります。ただ単に、役員改選の方法であるとか、役員に対する責任規定の強化であるとか、そういうことだけを打上げて行つた場合においては、経済力のない組合員といふものは、役員になるときに一つの自信を失つて、こういうやうな共同連帯の責任を絶えずとらなければならぬといふやうな不安感を押される。そうす

と中農以下の組合員というものは、役員に就任することが、何か自分としては不適格である、そういうことは自分の力ではできないのだというように、そういう卑屈な不安感を持ち、一方から威圧するような形で今後協同組合の役員選挙等が行われるということは、これはわが国の農民の一つの組織された経済面、生産面における協同体としてのあり方としては、決してとるべき行為ではないというふうに私は信ずるのであります。今の形においても若干の欠陥はあるとしても、これが全体を通じて弊害が非常に多いということにはならないと私は考えます。最近におきましては、協同組合が発足した当時よりも、役員改選の時期等においても、留任する機会というものがだん／＼多くなつて来ていると思つてあります。最初のうちには、改選をやるために過半数の理事、監事が交代したような傾向が一時は出ておりましたけれども、最近ではやはり留任する役員が比較的に多くなつて来ているというふうに私は考えておるわけでありまして。そういったしますと、選挙を通じて結局信頼のできる、みんなの期待に沿つた、そういう力のある役員というものが投票の形を通じて選任されておるといふことも、そのことによつて立証できると思つてあります。二本建の場合においては、あくまでもやりやすい。しかも組合の成立条件というものは、どの協同組合においてもなか／＼むずかしいのであります。委任状を持つて来るところの通例の総会であつても、過半数になつて成立するまでには、おそらく九時の召集でも十一時から十二時にならない

ければ総会が始まらぬというようなことで、総会を成立させることでも一苦労であつて、特に投票によるところの選挙をやるような場合においては、半分以上の組合員が出て来なければならぬということ、このことから見るか、これは非常に煩瑣なことであるかもしれないけれども、しかし協同組合というものが組合員全体の経済生産面におけるところの一つの支配的な有機体であるということを考えた場合には、やはり緩衝しない、啓蒙を通じて、これは全部が集まつて来て、どういふことでもやり得るというやうな形に育て上げるということが、どうして必要なことになつて来るかと考えます。この点に對しては小倉局長の考えを重ねてお伺いしておきたいと思つています。

○小倉政府委員 御意見の通り、役員改選といつたやうな事柄につきましても、できるだけ多数の人が集まつて、多数の意見できめるということが当然だと思つています。もちろん法律の規定がそういう点について十分できておるとは限つておりませんけれども、これは主として組合の定款に、選挙の場合でも総会はどういう総会でなければならぬといふことを定款できめるやうになつております。また総会の席上でもやるかどうかといふことも、定款できめるやうになつております。万事定款でなるべく多数の人が選任なり選挙という行為に参加してやるという趣旨で運用されなければならぬと思つております。もちろん最小限度の規定は法律で必要でございますが、それ以外をどうするかという御議論だと思つております。

○芳賀委員 今の御答弁の中に欠けた点があるわけですが、今後の協同組合の一つの行き方として、さつき私が言つたやうに零細な組合員、いわゆる貧農といふやうな言葉で表現される場合もあるわけでありまして。こういうやうな組合員を切り捨てるという傾向が非常に強く出て来ておるわけでありまして。そういうことは御存じになつておると思つておられますが、そういうことになると、わが国の零細農民といふものはどこに生きている場所を求めようかといふことになつて来るわけだと思つておるんです。こういうやうな選挙の方法がとられる場合においては、そういう力のない組合員、それから意識の非常に遅れておるといふか、関心の少ないといふか、そういう組合員の意思を反映する機会といふものは、おそらく抹殺されてしまふのじやないかと考えますが、そういう点は農林省当局としても、やはり農村の民主化といふ一これは空理空論といふことになるかもしませんが、この旗じるしを捨てた場合においては、協同組合の本質といふものは失われてしまふと私は考えるわけでありまして、そういう力の弱い組合員の立場といふものを平等に守つてやるという場合においては、この改正点といふものはどういふことになるか、その点を重ねてお伺いしたいと思つておる。

○小倉政府委員 選任に関連しての、特に零細農との関連のお尋ねでございますが、村の小さな申しますと諸弊がございますが、村の普通の協同組合で、総会として一堂に会してやれる、こういうところでは、必ずしも選任といふやうなことでなくて、選挙の方がいいことは当然だと思つておるんです。ただ相当大きな組合になつたり、あるいは連合会になりますと、集まつて来る人々も大勢でございますし、ことに連合会になりますと、やはり総会でもつて選任をやつた方がむしろ適當である。もちろんその場合にも一人一票という原則は貫かれておるわけでございます。そういうふうな運用の面については十分考えなくてはいかぬと思つておる。村の二、三百人あるいは四、五百人の協同組合においては、しかも頭もみな知つておるという中においては、選挙をやつた方があるいはいい場合も非常に多いじやないかと思つておる。だからそれは組合の規模なり、連合会と単位組合、こういうものによつても相當違つて来るのじやないかと思つておる。ことに零細農の關係におきましてのお話でございますが、なるほどこれは秘密投票でございますれば、自分の意思をはつきりと表明できるけれども、公の席上で手をあげるか起立するといふことでは、遠慮がちになるということも、貧しい人なりそれに近いやうな方々には往々あるのでございまして、そういうことはできるだけないやうに、みんなが集まつて議論できるやうな規模の組合では、むしろ選挙をやつた方がいふじやないかと思つておる。なほ今度の改正法案を拝見いたしますと、部落単位あたりの小さな協同組合、あるいは協同組合になつていなくても事実上の農民の団体などにつきましては、村の協同組合等に加入できる道が開かれておりました、そういう加入の關係を通じて、特に零細な農家の方々一人々々では信用がなくても、集まつて協同組合の中に入つて来れば信用がついて、十分協同組合の施設の利便も受けるといふたやうな方法も講じてあるやうでございます。こういう方法によりまして、十分ではないと思つておるけれども、今お話のやうな点について、法制としては救済策に役立つ、かように考えておる。

○川俣委員 この点は非常に重大な要素を含んでおりますので、いずれあとで私が質問したい点に触れておると思いますが、一言だけこの際関連してお尋ねしておきたいと思つておる。この觀念が農協協同組合に対する根本的な考えの相違にもなるかと思つておる。であります。とにかく農協法の骨子になつておる。つまりは農協に対する發言権が平等の權利を持つといふことが何といつても根本になつておると思つておる。もしも農協の便宜のために法案を修正するなり運営を考えるとすれば、この原則をやめるなら、これはまた一つの行き方があると思つておる。しかしながら平等の權利を持つといふこの基本を与えておきながら、法律でこれを制限するといふことは、この原則をみづから打破することになると思つておる。私はそう解釈しますけれども、経済局長は、いふ／＼な制限を加えても、平等の權利を持てるかと考えるか。制限を加えるといふのは、定款やあるいは實際の運営において制限を加えるのは別問題ですが、一法律に制限を加

うべきものと考えておられるかどうか。もし考えておられるとすれば、農協法の根本的な改正を必要とするのじやないか。こう思いますが、この点どうですか。

○小倉政府委員 これは御承知の通り改正案では、法律的に組合員の平等の権利というものを制限しておるのではないと思ひます。選挙に關連してのお尋ねだと思ひますが、選挙によるか選任によるかという点を組合に委任している法律でございします。自由選挙による選挙と選挙による選挙の場合には投票、選任の場合は議決、これがやはり平等という原則は貫かれておるのじやないかと。協同組合の一人一票という事で書き現わされておる選挙の原則というものは、何ら変更を受けていないと思ひます。もちろんさかのぼつて、あるいは問題をかえまして、一体そういう事柄が大きな協同組合なりあるいは連合会という事にまでさかのぼつていかうかという事になりますと、いろいろ検討すべき点はもちろんあるかと思ひますけれども、今回の改正案に關する限りは、そういう点に於いて改正をされてはいない、かように考へております。

○川俣委員 閣下事項ですら質問を簡略にいたしますが、提案理由による改正は、運営の便宜をはかりたい、最もその組合に熱心なものを主体として運営するには現在では非常に不便な形をとつておるので、便宜的方法をとりたいという大體の考へ方があると思ひます。私はいふ考へ方一つあると思ひます。考へ方はあえて否定しようとは思ひません。そういう考へ方だと、平等の権利というものを明らかに法律的

に制限を加えよう、そのことが運営が好ましいのだという考へ方での提案だと私は理解するのです。早く言へば、二十株持つておる者も一株持つておる者も同じであれば運営はうまく行かないのである、二十株なり三十株持つておる熱心な者を主体にしてやるということが実情に合うのだ、こういう結果になると思ひます。この結果を予想して改正する必要がある、こういうことだと思ひます。私はその考へ方一つあると思ひます。だけれども、それならば平等の権利というものを法的に制限するということになる大きな問題が起つて来るのではないかと、私はこう理解するのですが、あなたはどう考へるか、どう聞いていますか。

○小倉政府委員 協同組合の経営と申します。あるいはまづたく経済事業としてあるいは一種の企業体として、できるだけ合理的に迅速に事業を運びたい、そういう意味の便宜主義でありますが、場合によりましては出資口数なりあるいは事業分置というものに依つて投票権をきめる、こういうことに問題が發展すると思ひます。しかしここで改正されておるものは、そこまで議論を發展させてのことではないと思ひます。やはり一人一票という原則を前提に置いて、それをかえるのではなくて、その前提においてなおかつ組合の運営がうまく行くようにするのにはどうしたらいいか、こういう改正で、そのわくを破つての問題ではないと思ひます。そういうことではないと思ひます。

○芳賀委員 金子委員にお伺ひいたしますが、たとへば總會においては選任できるといふ場合においては、これは何人かの選挙委員をあげて選挙して、そ

れを選挙委員の代表の者が總會で報告して承認を得るという形になると思ひますが、そういうことになりまうと、組合の全体の意思を反映させるといふことはなかなか至難だと思ひます。たとへば部落的に選挙委員を出す場合においても、部落の顔役というものはきまつていますから、だれ／＼さんという事でその人が出て行つて、そのうして理事に新人なんかが出る場合は、あれはあんちやんで、りくつはやかましいけれどもやらしてみたら大したことやらぬから、今までの方がいと思ひます。監事はだれがいいだろうという場合に、これは頭がいいけれども、何でもかんでもやかましく言つて、秘密に属するやうな事項を發表されたり總會なんか報告されては困るから、こういうのは大體省いた方がいいやないかという事で、一つの妥協的な線がそこら必ず出て来る。そこに選挙委員の選挙というものがあつて、それをわれ／＼は長く体験しておる。そういう選挙を除去するといふのがこの投票制であるといふふうに信じておるわけでありまして、それまでに、中央会というやうな一つの指導形態というものが都道府県にも出て来るわけであつて、今までもとかく放任されたやうなものがあつた組合員の教育、啓蒙といふものもこの法律の中では一つ意圖しておるというふうに考へられるわけであつて、そういうことになりまうと、組合員に対する意識啓蒙をやつて行く場合においては、だん／＼自覚の度合いが高まつて来るので、提案者が心配されたやうに、役員を選任方法について、今ではまだ不十分であるけ

れども、何箇年かの後においてはこの形がやはり理想的であり、正しかつたという時代が来ると思ひますし、その時代を招来するといふところにいふゆる協同組合の運動の推進さるべき性質があるのであつて、これはある時期においてはがまんしても、やはり究極の理想のためには、力強く既定の方針をまげないで進んで行くことが非常に大事でないかといふふうに考へます。この改正をやつたことにより生じて来る今後の弊害等に対しては、金子委員はどのような考へを持っておられるか。

○金子委員 もしこの両建の制度をとつて、そしてそれが安易な道でやつたところの總會における選任にかつて行つた仮定する、そういう場合に、今芳賀委員のおつしやるやうに、特定なボス的な一つの存在になつてしまふ、こういうことであるとすると、ば、もしその際に組合員に自覚があれば、これはそういうことは必要なしに、總會において選任するといふ定款は反対だ、これは選挙によるべきだといふことに當然なるのでありまして、別に逆行することを目的にしておるんじやありません。ただ現実の問題として、これは先ほど申し上げた問題をも一度繰返すやうになります。私が、私も提案者としての考へ方は、現に選挙をやつてはおります。おるけれども、たとへば、私の県の連合会を見ても、あるいは私の地方の八割以上、むしろ九割以上の町村段階の選挙を見ましても、大體において理事の選挙のときに、連合会の場合においては各郡、町村の場合には各部落で、だれを出そうといふ目標を大體において相

談会できめまして、それに対して選挙するといふやうなやり方を、よその県は知りませんが、私の県ではやつておるのであります。それで、さつき申し上げたやうに、この間の群馬県の県連の選挙にあつたつて、ある郡でその予定が選挙のときに狂つて、それができなかったといふことによつて非常な波瀾が出た。そういうやうなことは組合の理論から行けば実に矛盾したばかりか、いふことでありまして、組合の理事は、何も郡代表でもなければ部落代表でもない、まづたくその組合の運営に最も適切な手腕を持つた人が理事に出る以上は、一つの部落から何人出ようか、あるいは一つの郡から何人出ようか、あるいは、そんなことはいふ、これは理論的には正しいと思ひます。しかしながら実際の今の立場における協同組合の理事機関は、やはりその地域代表としての責任と同時に、組合そのものの運営というものは、その中から互選されて参ります。その組合長なり専務理事というものが大體において責任を持つて来る。ですからこれは理論ではなくて、現実にとこの村の組合長が主宰する理事会に臨んで見、あるいは県の段階における理事会に臨んで、その中心になつておるころの、その組合の運営に當つておる組合長なり専務理事が嘆く言葉は、組合自体の理事でありながら、その部落代表であるかやうなつもりがして困る。組合の利害よりも自分の方の利益を擁護するやうなつもりで困るというやうな悩みを持つておるやうなのが現在の状態だと思ひます。そういうことはもちろんいけないことなのであります。いけな

いことだから、そこで理事者はその組合自体の運営にりっぱな人であれば、地域的な性格は全然無視していいかという、それじややはり組合というものは運営できない、こういう現実の上で立つたときに、選挙をやつておりましたも、その選挙というものに対しては、ある意味における選挙違反のような申合せによつて一応きめて、それで選挙の形式をとるといふようなことをやつていく現実に即して行くのには、その選挙の方法というものは、どういう方法でも一応まかしたらどうか。もちろんそれは投票によることでの選挙を否定するものじやない。こういうことを考へておるわけでありまして、決して私の方には非民主的な逆方向へ奨励しているわけでもなし、またそういう方向へ行くことを望んでいるわけでもない。ただ現実というものを見たときに、やはり法律だけが飛び離れてもいけない。もう一つは、これが経済団体ではなしに、ほかの団体のようなものであるならば、練習の期間相当な犠牲を払つてもよろしいけれども、これが経済機関であるがゆえに、一旦不調なりいろ／＼な問題から起る犠牲というものが、あとで大きく響いて参りますので、そういう点から行くと、経済機関というものは相当慎重な態度をとるべきじやないか。こういうことを考へるがゆえに、私も浅い経験であります。過去十数年の間この仕事に携つて参りまして、この組合の一人に対する一つの権利、いわゆる出資の多寡に発言権はよらない、こういうことの原則に立つ組合の運動というものが、いかに困難であるかということ

よく承知しております。しかし困難であつてもこの線は曲げべきでない、こういうことを堅持しておるのであります。しかし役員選挙に対してこの方法をとつたがゆえに、組合員の発言力をそれほど無視したというふうには考へておられないわけなのであります。もちろん選挙いたしましたも、その結果というものは総会に諮つて決議のない限りは、これは効力を発生しないことになりまして、特定の人が必ずきめてしまふということに割切ることもできないのじやないか。もしまたそういうことがあつたとするならば、そういう場合には多数の人の意見によつて、そういう選挙委員制度によるべきじやないということとその組合がきめれば、選挙によつてき得るのであります。それで両建て行くという考へ方を持つたわけでありまして。

物がなぜ組合長や専務にならなければならぬかという、その根拠というものがわからなければなりません。当然その地域でも信頼されておれば、その組合の区域全体からも信頼されるということであつてしかるべきだと思ひますが、組合長や専務というものは、投票ではい人が得られないというところは、何をさすのかわからぬ。ただ単に、今の協同組合の執行に當つては人たちが指導的な立場にある人たちが考へれば、こうすればいいとか、あしなればいいかぬとかいうことの判断の上で立つてものを進めて行くという場合においては、そういう意見も出るかも知れませんが、協同組合員全体の気持がそうした方がいいということには、なか／＼なつておらないと考へますが、この判断はどちら側の判断の上で立つて考へられておりますか。

表的な性格が多く出ているのが現実であります。そういう場合に、その中から互選によつて組合長なり専務を選ぶ場合と、それからもう一つは、全体をひつくるめて各々の配置の問題と、それからおほい組合長なり組合の専務というものを考へる方を念頭に置いて総合的に考へた場合と、こう比べますと、やはり総合的に考へた場合の方が、適任者が多く得られる可能性の方が多い。と同時に、繰返しておきますが、あなたのおつしやるように、いつでもボスが馬に乗つて、そこから降りないという欠陥が出て来ることも一緒に私も考へております。しかしそういう欠陥があるかわりに、またい場合には適切な人物が得られる可能性の方が多い。字で信用できない人が云々と言ひますけれども、御承知のように、はなはだ遺憾でありますけれども、現段階におきましては、私は率直に申し上げて、選挙というものは感情や何かが相当手伝つて来ると思ひます。たとえば組合長が非常に取立てを嚴重にすると、その感情がいろ／＼とあとへ残つて来る。今の段階では、遺憾ながらそういう点があるならば、選挙というもののによつて、個人の意思表示を人にしられないような形において行使したものと、それから大勢の中で話し合つたものと、両方に欠点があり両方に特徴がある。だから私は現実的に即すためには、両方の道をとつておいて、選択制をとつた方がいいじやないか。私は両方に欠点があり両方に特徴があることをよく考へて、その上で、やはり両方の道をとつた方が現実的に即しているのじやないか、こういうふうな結論を出したわけでありまして。

〇芳賀委員 金子さんと論議しても、これは討論したいになるので、こういう傾向は避けたいと思ひますが、ただ提案者のお考えは、組合員の大部分が無知であるというその前提に立つて、高いところからさしずした方が協同組合のためになるという、そういう思想の上に立つておられるように考へるわけです。私たちはあくまでも組合員全体の利害の立場の上に立つて、どうして行かなければならぬかというふうな考へていくわけですが、いつまでも一方の立場から、全体を愚昧であるというふうな考へ方だけで持つて行こうとする、なか／＼農村の民主化なんというものは期待することができぬと思ひます。民主化なんというふうなことは、何の役にも立たぬわけに考へては、やはり非常に大事な問題である。これは行われぬ場合においては、農村の今のようない非近代的な社会というものは、なか／＼これを改善することはできないと考へるので、忍耐も必要であるし期間も必要ではありますけれども、やはり今のようない協同組合の原則的な精神というものは、みなで守つて行くというふうな形の中で、欠陥は指導、啓蒙等の、そういう教育活動等を活発にすることによつて高めて行くことが可能であるというふうな考へられるわけですね。特に選挙委員会一度きり人選というものは、それを総会に報告して、そこでそのうちのだれを信任するかしないとかいうようなことは、どの村の総会においても絶対にとられなかつた方法であるというふうな考へますし、たとえば選挙によつて期待されないような役員が

〇芳賀委員 この問題で停頓しているようですが、非常に大事な点だと思ひます。もう少しお伺いしておきますが、金子さんのお話、先ほどの小倉局長の御答弁の中にも、投票によるかどうかでも地域代表的な役員が出て、どうしても地域代表的な役員が出て、組合長とか専務とか、組合の運営の中心になる人物の選出が困難になるといふことですが、その点が私はわからぬのであります。部落とか地域で信頼されて初めて出て来るわけですね。その地域で信頼されない者が、どうして組合長になつたり専務にならなければならぬかという、その理由がなか／＼わからぬのです。その人間の出所進退とか日常の動きというものは、やはりその周辺の人が一番よく知つていふと思う。その中から選ばれないような人

〇金子委員 それは何か私が申し上げたことを聞き違ひがあると思ひますが、私の言つたのはそうじやないのです。選挙をやるにしても、大体において部落の配置や何かを一応申合せて選挙しているのが、私の知る範囲の一番大きな実情だ、こう言つていふのであります。それからいふにやらないというのじやなくて、そういうふうにするならば、選挙というものの自体が、もう個人の意思を尊重しておらぬ。ほんとうを言へば、自分の字であらうか、どの字であるかが、そんなことにかまわないで、普通の選挙でやるべきじやないかと思ひますが、協同組合の場合には、そういうことが行われていないといふことを申し上げたのであります。そこで、かりに選挙でやりますときも、各々から出た人達は、大体地域代

出た場合においても、その役員が理事としてあるいは監事として業務の運用の面に立つた場合において、不正があつたり、業務の運用を怠つた場合に、この改正点においては今まで以上にきびしい規定を設けておるわけであります。だからそういう点はこのような改正を行う場合において、前段においては組合員全体の意思において役員が選ばれた場合においても、もしもその選ばれた役員が期待に沿わないような業務の運用を怠つたような場合においては、今まで以上に強い制約を加えることになつておるので、そのような心配もありません。じやないかと考えるわけでありますが、選挙のやり方を今よりもゆるめて、総会にみんなが出席する機会を少くするようなことはいいと思ひます。しかも改正点の中においては、組合員が五百人以上あれば総代制をとれるということにもしておるのであります。そうなりますと、ますますこの協同組合の総会の場所に全部の組合員が集まる必要がないのだというところにある事態を持つて行くようなことになると思ひます。私はむしろ、どうしたならば全部の組合員が集まるようにするかという配慮の方が重要であると考えられるわけですが、この総代制をさらに五百人までの点に引下げた理由、それから前回の委員会において質疑を行った点であります。この組合員の資格の中に、農民が組織する団体が准組合として加入できることになつておりますが、提案者が予想されているところの農民の組織する団体というのは、具体的な事例をあげると、村においてはどのような団体がこれに該当するか、あるいはまた

府県段階等においてはどのようなことになるか、その点もあわせてお伺ひしたいと思います。

○金子委員 役員の問題につきましては、何れも重ねてお答えしてありますから、以上の点で御了承願ひたいと思ひます。

それから総代制をなぜ五百人以上にしたかというところは、一つには組合のあり方を組合員に徹底するための教育と、もう一つは組合の祭りというような考え方、総会に一人でも多く出て、組合の団結と組合精神の徹底をはかることに努むべきだという御意見はまつたく賛成であり、であるからこそ総会に對して、まつたくばからしいことでありませうけれども、キヤラメルや景品まで出して総会をやるといふようなことをやつておるのであります。その点については私は今の芳賀委員の御意見にまつたく同意であります。それなのに五百人以上の組合があつた場合に、総代制を設けたらどうかということにここで改正するのはどうかというのであります。これは役員選挙であるとか、その他の問題につきまして重要な問題ではできません。農協の協同組合は、総代会ではできないことにしておるのであります。農協の協同組合は、会合が夏の農繁期になりますと、ほとんど不可能に近いのであります。そういう關係上、上級団体に対する出資の問題であるとか、あるいは加入の問題であるとかいふような役員会だけで決定することのできない、組合員の意思をもう少し広く聞かなければならぬといふような事項が組合にはたくさんあるのであります。そういう場合に、夏の農繁期の盛りに総会を開くというこ

とは實際的にできないからして、ついでに総会を開くことのおつくりからその手続をしないといふようなことにまづ出合つていふことを、私は承知しておるのであります。そういうような便法として、理事会を拡張して、理事会では無理だといふようなことから、総代会をもつと活用したらどうかという考え方から、総代会がもつと安易に開けるようにしたらどうかという考え方でありませう。

それから農民の組織する団体の事例についてのお尋ねであります。これは農事実行組合といふような実行組合制度をやめた今日におきまして、部落あるいは部落の半分あるいは一部部落半といふようなはつきりした区域ではありませうけれども、たとえばなわの製造をするための協同組合に近い団体が、いわゆる法的な根拠は持たないけれども、實質的には経済行為としてやる共同出荷であるとか、あるいは豚を飼つておる組合といふようなもので、いわゆる正式な組合にはなつておらぬけれども、共同の形で資材を購入し、製品を販売するといふような協同組合、あるいは種卵をとるために種鶏を飼つておる人たちの組合がある、こういうようなものは協同組合法にはよつていない。しかしその実態はあくまでやはり一つの団体として経済的な形をなしておるものがたくさんある。これが協同組合につながることによつて、その資材を得ること、あるいは販路の委託をすること等によつて、協同組合も相当充実され、組合員の便宜もはかれるのではないかといふふうに考えております。

○芳賀委員 農民の組織する団体の規定であります。これは今の御説明によると、ただ単に申合せの団体があるに過ぎないといふことになり、経済上の取引もできるということになると、ここからまた不測の事態が生じないとは限らぬわけでありませう。やはりこれには団体が加入できる一定の資格条件といふものは明確にしておく方がよいのではないかと考えます。あまりにおおらかにやつて、あとでまたさう法の改正をやらなければならぬといふような事態が起るのではなからうかといふようなことが考えられるのであります。そこで前回、部落実行組合といふような人格を持たせたものの正組合員について正式の加盟等が行われた方が非常にいいのではないかと意見もあわせて述べたわけでありませうが、非常に抽象化されたこの団体といふものは、運用の場合にあつたつてなく、これを明確に規定して取扱うといふことは困難だと思ひます。事務局ではこの点についてどういふふうにお考えになつておりますか。

○小倉政府委員 これは任意組合でありますので、御指摘のような法律關係につきましては、若干心配な点もないことはないと思ひます。ただその点につきましては、組合が大々く定款で定めるというところにいたしまして、定款でどの程度のどういふ種類のものが加入できるかといふことをきめまして、またその加入する場合の代表者を届けさせるといふようなことをやりまして、できるだけ組合の加入關係を明確にできるような措置が当然必要だと存じます。

○金子委員 ただいまの芳賀委員の御質問はしごく適切な考え方でありまして、私当初に協同組合法の根本改正といふようなものを考えました当時、どうしても部落あるいはそれに準じたような協同組合の一面から言えば、言葉は適切でないかもしれませうが、下部組織といふかあるいは基礎団体といふか、そういうものには法的なしつかりたものを置かないことは、今後の農村構造の上からいって、非常にまずい、これはやはり協同組合法の中で法制化すべきだといふ考えを持つております。しかしこの際はいさゝか段階まで研究が間に合いません結果、一応この道だけを開いたものであります。個人の考えとしては、なるべく早い機会にさうあるべきだと考えております。

○芳賀委員 任意団体等の加入の場合に、養鶏、養豚等の組合があつた場合、必要な資材の融通とか、そういうような経済上の行為をやる場合において、その責任追究をやる場合にはどうするかといふことなんです。その場合には代表者だけの形で取引をするようにするのとか、あるいはその任意組合の中の組合員全体の連帯制度にするのとか。そういう点は取扱ひの上に出て来る問題だと思ひますので、こういう点もあらかじめ御検討になつておると思ひます。それはどのようなことになつておりますか。

○金子委員 任意組合を准組合員として取引するときには、一つの例として申し上げますが、まず一応その組合の申合せにいたしまして、組合自体の規約といふものをとる、そしてその規約に基いて代表者との間に——法人であるならば代表者だけで一つの取引が

始まるのでありますが、そういう申告せの場合に危険を避けるためには、その任意組合の役員なり、あるいは人数が少い場合には全員なりと、あらかじめ取引上の念書をとりかわしまして、その後においては組合長が念書に基いて経済行為を代表する、こういうふうにするにやむを得ない危険が避けられるのではないかと、法的な根拠が得るまで、一応それだけの煩瑣はやむを得ないのじやないかと考えております。

○芳賀委員 次に監督規定の問題に移ります。今度の改正案によりまして、組合に対して行政庁が業務の停止並びに役員の変更を命ずるような権限を持つことになるわけでありまして、これら、これらの点は純粋な指導面において所期の効果を上げることはできないものでしょうか。こういう職権的な措置で、業務の停止はまじいとして、役員の変更まで行政庁が命ずるといふようなことは、何か行き過ぎのようないふ感じが非常に受けるわけですが、こういう点につきましては、やはりこれまで持つて行かなければならぬといふような具体的な事例等があれば、聞かせてもらいたいと思ひます。

○金子委員 率直に申しまして、この監督規定で役員の変更なり、事業の停止なり、解散という根本問題に対して監督権限を広げて行くといふことにつきましては、考え方によりまして、非常な弊害が出て来るという心配もあるのです。それから、はたしてそこまで行く必要があるかどうかという今の御懸念であります。その点私も正直なところ一つの疑問は持つておるのであります。そこでこの条項は、前回におい

て一応政府の企画したものを今度の提案において私はおるわけでありまして、しかしながら、提案者自体からこういうことを申し上げるのは非常に不謹慎なのであります。この間においては、役所が手放しですぐこの法律を適用できるということに対しては、少し危険もあるという関係から、その協同組合自体の意思表示なり、あるいは今度できます中央会というものの第三者的な立場から意見を聞いて、しかる後にこの監督権限を発動するといふような修正にしたらどうか、こういう意見も、この委員会の正式の委員会ではありませんが、懇談の中に出ております。私はその点には賛成しておりますので、そういうような修正がなされるならば、それが妥当だ、こういうことを提案者がみずから申し上げることは矛盾でありまして、率直に申し上げて御理解願ひたいと思ひます。

○芳賀委員 この点は昨年の政府の改正案によるものが明らかであると思ひますので、小倉局長に伺ひますが、こういうように一方的に行政庁の権限が発動される場合において、協同組合の側で自己の正当性を守る場合においては、どのような手段で対抗するか。そういう点も御研究になつておると思ひますが、御説明を願ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 これまでの法律でございますが、役所の非常に強い監督権と思われまして、目的以外の事業を行つた場合に解散を命ずることができるといふ規定がございます。もつともこれは裁判所がやるのでございまして、行政庁が申し立てるということになつております。組合が目的外の事業

をやることは、なるほどいけないことに違ひありませんが、他にこれと同様にもつと重要な事柄が多いのでありまして、目的外の事業だけについてこういう強い規定があるのがどうか、多少了解に苦しむような部分もあります。それからもう一つは、私も検査に行つて、いろいろぐあいの悪い点を発見した場合に、実はこれまでの規定によりまして、好意的な忠告をするにとどまつております。それではどうもあまりに不十分ではないかという感じがいたしておつたのであります。そういうことから今回の改正案に私も賛意を表しておりますが、その意味は、ぐあいが悪いところがあつたからいきなり役員の変更といつたようなことを考へてゐるのではありません。で、もちろん一応是正するようになつて、是正するようになつてを命じたにもかかわらずなおかつそれに従わない、こういう段階でやるのであります。従ひまして、組合側としての言ひ分がございまして、換言すれば、第二段の事実を指摘するといふ第一段がございまして、その命令について言うことももちろんできるわけでございます。それから役員の変更あるいは業務の一部停止といつたようなことになるわけでございます。もちろんこれらにつきましては、行政庁の命令なり処分でございますので、これらについてもしも法律上のことがございすれば、行政庁にいろいろ述べざる以外に、裁判所に対して訴えることもできるのであります。

○井出委員 芳賀委員に申し上げますが、大体一時ごろまでに終るようになつておると思ひます。

○芳賀委員 ただいまの小倉局長の答弁であります。今の協同組合の全国的な趨勢から見ても、こういうような規定がどうしても必要であるという必然的なものを感じておられるのか、去年はそうであつたけれども、今年は別に政府の原案としてこういう改正を行う意思もなかつたので、たゞ議員立法に便乗してこれを載せる程度であるかどうか。その重要度合いは今はどういうふうにお考えでありますか。

○小倉政府委員 私ども協同組合法の改正につきましては、中央会といつたような制度全般の改正にまたがる問題のほかに、事務的にこれまでいろいろやつて参りました経験に基づいた改正をいたしたいと思つておりました。監督の面についての規定も考へたのでございます。ただそういうものを政府提案なり何かによつて国会に御審議をお願いするといつたようなことになりまして、必ず中央会の問題が関連する問題になりますので、そういう事務的な重要なことでもございしますが、どちらかと申しますれば事務的な問題について、政府提案としてこの際出すことはいかがかと思ひまして、実は私どもは改正をしたいけれども提出の機会がなかつた、こういうことであります。便乗と言つては語弊がございしますが、せつかく中央会といつたような制度を取り入れられて改正される場合には、常々私どもの方で考へておりました点、またこの前政府提案でお出ししたしましたときの改正点なども、できるだけ参考にして提案していただいたので、非常にけつこうだと思つておりますが、監督の規定も、特にこの際便乗とい

うことでなくて、これまでいろいろ考へておりましたぐあいの悪い点について申し上げまして、幸いに御賛同を得て議員提案として入れていただいた項目もございしますが、監督の点なんかにつきましてはそういう事柄に属するものであります。行き過ぎのないように、また措置を受ける組合の諸君等に對しまして十分意見のあるところ、あるいは弁明する機会を与える、あるいは金子委員の申しましたような、中央会に對して諮問をするといつたようなことは十分考へていいのではないかと私ども考へております。

○芳賀委員 次に、今度の改正点の中においては、共済事業に関する面が、協同組合の責任規定とか、あるいは行政庁の必要な指導規定とか、そういうものが非常に明確になつて来ておるようでありまして、これは非常に望ましい傾向であると思ひますが、この程度の改正によつて、とかく非常に不安定であつたところの協同組合の事業として行つ共済事業が、その地位を今後安定することができると提案者はお考へになつておるか、この点に對してお伺ひいたします。

○金子委員 現在行つております協同組合法による共済事業が、今度の改正、いわゆる取締り規定をさしはさんで改正しておるのであります。その程度のもので今の協同組合のやつております共済事業が安定性を得るのに万全であるかどうかといふことは、私率直に申し上げて、万全といふよりか、まず第一歩を踏み出したといふことだと思ひます。これは共済といふ形であるか保険であるかといふことの見解に對しても、大蔵省あるいはその他

という問題のある点でもありますし、今後残された問題が相当あると思ひます。あるけれども、さればいつて、共済を行うことができるといふ單なる法律事項のみに出たといふ事、しかも相当の事業分量が今日伸びておりますので、この際協同組合の取扱い共済事業につきまして、最小限度この線の上に乗せなければいけません。そして今後その準備金のあり方をどうするか、その他保険類似の仕事に對してどういう性格を、どういふふうなことが規定で設けて行くかといふことは、今後の問題に相当残されておると思うのであります。

○芳賀委員 この問題は金子さんも心配されておるようでありますが、とかく過去の推移を見ても、せつかく協同組合が共済事業という形の整つたものとして努力しても、それがかえつてよそから、これは保険類似の事業であるとかどうであるとかいふことで、絶えず脅かされておるわけであり、現在においてもそういう傾向は非常に強いと私は考へておるわけであり、一説によると、何か大蔵省関係が、かかる改正に對しては全面的に反対だといふような意思決定までも行つておるといふことを聞いておるわけであり、私にはこの席に大蔵大臣の御出席でも願つて、農業協同組合の行う共済事業に對する認識の欠如を、もう少ししたしたいと考へておるわけであり、提案者におかれてお気づきであれば、参考までに聞かしていただきたいと思ひます。

○金子委員 これは今が今始まつた問題であり、まづ、協同組合の共済事業が損害保険の営利会社と利害關係を持つて来るといふ立場から、損害保險協會の方からも正式に各委員の手に、まづ反対陳情が出ておる。そういうことになれば、当然大蔵省もその方向へ考へ方を持つて、若干われわれは考へ方が違つた点があるといふことは、私どもにもよくわかる問題であり、また、またそういう動きがあることも事実であります。ただこのことと申し上げたことは、私どもは今の法律改正では、これが保険類似の仕事であるか、保險とどういふ關係を持つつかといふその線までは触れておらないのであります。要するに、すなはち協同組合のやつておる共済事業に對しては、これ／＼の条件の上において行へといふことを安全のためにとつたのであり、今後これが保險類似の仕事であるから保險法とどういふ關係を持つつかといふことに對しては、私どもはこれは触れたくない。そしてあくまで協同組合の共済事業といふものをそのまゝおこなつて、それを行つて行く上には、その連合会といふものは単独連合会でなければ危險であるとか、あるいはその準備金その他の規約を認可制にするといふようなことを、この際盛つたのであります。従つて、この際われわれはあくまで独自の立場でこれを進めて行きたい、問題があるならば、この法案の通過いたしました後に、残つた問題は解決して行く、この方が賢明な処置じやないか、こういうふうな提案者としては考へておるわけであり、

○芳賀委員 先ほど委員長長の御注意がありましたので、午前中の質疑はこの程度にさせていただきます、残余の質疑は後刻またいたしたいと思ひます。

○井出委員長 暫時休憩いたします。
午後零時五十七分休憩

午後二時二十五分開議
○井出委員長 休憩前に引続き會議を開きます。

農林漁業組合連合會整備促進法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。

この際お諮りいたします。本案の審査に關連して、参考のため農林中央金庫の当局者の御説明を求めたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○井出委員長 御異議なしと認めます。

ただいま農林中央金庫より江沢副理事長長外二名、政府機關であります農林漁業金融公庫からは平中理事外二名が御出席に相なつております。質疑の通告がありますのでこれを許します。川保清君。

○川保委員 まず第一にお尋ねいたしたいことは、資金の系統外流出は正のたに農林省が信連などに對して通達をいたしたことが新聞記事に載つております。農林省は十七日、農林經濟局長、各都道府県信用農協連合會長あてに系統外運用資金の是正について通達を發した、これは昨年の災害以來、營農資金の貸出などで農協系統金融に對する需要がふえてゐるのに對し新規の政府指定預金が認められないなどのた

め極度に資金が不足している」からであると掲載されておりますが、このような事実があるのかないのか、なぜかういふ通達を出さなければならぬやうな事態が出て来ておるか、この点についてお尋ねいたします。

○小倉政府委員 ただいまのお尋ねでござい、昨年、農林省から冷害に至る各種の災害に關しまして營農資金を融通するという法律が出て参りました、その資金の融通は主として系統金融機關でやつておるのであります。當時から當然予測されたこととて、五分には、中金その他系統の金融でも十分に分にかつて行くといふことは不可能であらうといふ予測をしておつたのであります。しかしそれについて政府としてどうするかといふことが必ずしも決定されないままに今日に至つております。中金の金繰りはどちらかと申しますと、昨年よりも今年はむしろ改善されておる状況でございますけれども、しかし四百八十五億のわくの中で營農資金を十分供給するといふことになり、まして、どうしても資金繰りが十分でございせん。そこで政府としてその資金の心配をしなければならぬ、それが、系統金融の方といたしましては、いたずらに——といふことではございせんけれども、採算の關係その他で外の方に行つておる。銀行預金になつておるとかあるいは有価証券に投資されておるといふようなことが相当ござい、特に有力な信連といつたやうなところにはそういう傾向が見られるわけでございます。しかも、そのこと自体をややかく言ふ必要はございせんけれども、場合によつてはみづから

の定款に違反してまでそういうことが行われておる。あるいはまた政令でもつて定めております財務處理基準令といふものがござい、そういうものに違反してまで無理な運用が行われておるといふことでござい、そのことだけでも是正をしていただくなければならぬと思ひ、検査の都度そういうことは注意いたしておりますけれども、最近のようないよいよ全体として金繰りの悪い場合に、そういうことでは困りますので、格段の注意を促しまして、系統金融でまかなわれな部分まかなつて行きたい、かようなつもりでいたしまして御指摘のやうな通達をいたしたのであります。

○川保委員 もう一つお尋ねしておきたいのは、どういふ事情の結果、こういうことが起つて来るのかといふことが、ある程度予想せられないことはなかつたと思ひます。金融機關等においては、四百八十五億の融資をいたしますと、相当苦しいであらうといふことは、当初から問題になつておつた点なんです。そこで預金手当を、あるいは系統外の流出を防ぐかといふことは、当然初めから問題になつておつた点なんです。予想せざるものが突然起つて来た問題でない、私はそう思ふのです。予想外のことが起つて来たからこの問題が起つたのか、初めから予想されておつたことが起つたのか、あつて通達を出したのか、この点をお尋ねしたい。これは中金と両方にお尋ねしておきます。

○小倉政府委員 この問題は、去年この法律が制定されて、それを運用して行く場合に必要な打合せのとき、地方庁あるいは關係団体等の間

で、そういう心配があるので、今回の通牒に現われたような趣旨は、あらかじめ十分徹底をいたしまして、できるだけ組合金融でまかなうべきものは十分まかない得られるように、みんなが協力するようにということは、常々申して参つたのであります。また定款等の違反の問題につきましても、検査等の場合に発見いたしますれば、そういうことのないように常々処置をして参つたのでありますけれども、いよいよ時期になつて参りまして、現に中金の金繰りから言ひまして、いよいよ何とかしなければならぬ、こういうことになりまして、あらためて従来申しておりましたことを文書をもつて警告をする、注意をする。かたゞ政府の方におきまして、日銀等の借入れなどにつきましても、ただいま大蔵省あたりと話合つておられますが、そういう措置も講じておる、こういうことでございまして、もちろん形の上から申しますと、文書にして全国的に通達することは、今回が初めてでございますけれども、今も似たようなことは、実はいろいろな機会にやつております。ただいよいよその時期になつたものでございまして、重ねて注意をした、こういう趣旨であります。

○江沢参考人 大休今局長のお話の通りでございます。全般の金融情勢といひましては、昨年の秋以来非常に引締め政策がとられて、それが銀行の方の経営に響いておりました。銀行の方でも高率適用がだん／＼ふえて参る。従ひまして少しぐらゐ高くても金を集めなければなりぬという情勢が強く出て来まして、そして年がかわりましてから、銀行の方もそれこそ死

活の問題でございまして、むやみな金利を出しまして農協系統を誘惑して、そういう金をごっそり持つて行くというところが特に目立って来た。それに対して私も、この前の国会のときに申し上げましたように、災害等については中金も系統としてできるだけ努力をしなければならぬ。しかしながら系統の實力としては、百五十億ないし二百億ぐらゐは何かとしてやれるのではないかと。しかしそれ以上になると、はかの一般の金融を圧迫することになつて、なか／＼容易なことでないと思ひ上げたのでございまして、それによりまして、国会の方では附帯決議で、系統まかないで徹底してやりなさい。やれない場合は財政資金をもつて補うから安心してやれといううしろだてがあつたわけでございます。それで私も、私どもの方も、それに応じて、系統資金の総動員という態勢をとりました。今災害復旧の特別貯蓄運動というのを起しました。また全国の信連の協力を得まして、全体の系統の資金計画をきかめて緻密につくりました。その結果は農林省、大蔵省あるいは日本銀行と随時御連絡いたしまして御協力願つておるわけですが、この二月ごろつくりました数字では、六月末におきまして、約四百五億の不足を外部から持つて来なければならぬという結果になつておつたわけでありまして、しかしながらわれ／＼の方としても、政府並びに日本銀行の応援を得るためには、できるだけ自分で尽すだけのことはせなければならぬという建前からいたしまして、極力貯蓄の増強、貸出しの適正化ということに努力いたしまして、最近では六月末四百五億不足と

申し上げましたのが、三百億ぐらゐに圧縮することができた。しかしながら災害融資がだん／＼進むにつれまして、今まで別段預金あるいは留保金として出ていなかつた金がだん／＼出て来る、こういうかっこうになるわけですから、もういよいよ、八月ごろにはさらに百億ぐらゐの不足が出て来るというところにもなりますので、この解決につきましましては農林省御当局と常時連絡をとりまして、何とか災害地に十分な金融をいたしたいと日夜苦心をしておる次第であります。御了承願ひます。

○川俣委員 この資金の系統外融資に對して、すみやかな文書的な措置を講じなければならなかつた事情の説明は、それでもうけつてございまして、ただ問題は、当初からこの不安が金融機関にもあつたし、また農林省もその懸念なしとはしなかつたと思つて、ことに昨年の秋から金融の引締めが行われまして、さらにそういう不安が当然生れて来つたと思つた。特に今度農協法の一部改正等によつて考えられておりますのは、農協の本来の姿よりも一歩どうしたら農協を企業体的な経営をうまくするかと、そういうことになり、重点を置いた改正を意図されておる。そういう意図のもとに一方は運営され、一方は金融の逼迫から系統外流出を極力抑えなければならぬという要請がここにある。また一方では、他の銀行及び他の金融機関、投資機関または会社の投資等に対して相当魅力ある勧誘が行われる。組合の単なる機関、農協のいわゆる資金のやりくりやあるいは経営をうまくやつて行こうとする企業体的な考え方が出て参りますと、

これらの誘惑に乗せられる傾向が出て来る。はなはだしくなつて参ります。と、今度のいわゆるやみ金融機関に對してすら農協が相当乗せられておる部分もなしとはしないのであります。この点を強調いたしますと、事態を紛乱に導くおそれがありますので、私はあえてこの点は強調いたしませんけれども、相当打撃を受けておる面も出て来ておる。これは農協の本来の行き方よりも、何とかして農協自体の運営をうまくやりまして、むしろその専任者が手腕があるなしということ、そういうやりくりのうまいのが手腕があるのだと誤解されるような状態を生んでおると思つております。これは金子委員の説明によると、それが現実の姿だと思つしやるようですが、一方から言つると、確かに資金の系統外流出といふのは本来の規定から言ひまして、取締りから言ひまして、脱法いたしておることは明瞭であります。明瞭でありながらなおそういうことを冒してまで農協の運営をはかろうとする動きが他面にあるということは、これは見のがせない事実だと思つて、本委員会の中にもそういう主張をなす人もあるわけですが、現にそういう観点からも改正を意図されておる方もあるわけですが、そういういたしますと、まづたゞこれはあなたの方の通牒と、特に小倉局長の方は、同じ農協法の改正案についての関心を持たれ、一方においてはそういうことを取締ろうとする通牒を出す矛盾した傾向が明らかに出来て来るのではないかと。そこで首を振つておられる、実際そういう通牒をあなたに出しておられるでしょう。系統外流出をしてはいけない。ところがその単協の

あるいは経済連のたぐひな運営をしようといふことになると邪道に入つて来るのです。まづたゞ自分がまかされた企業体みただけから、責任を負つてやらなければならぬという強い信念ができればできるほど邪道に陥る結果になる。それは悪意じやないでしよう。私は悪意じやないと思つておる。悪意じやなくとも、そういう強化をしようとして邪道に踏み込んで行くといふことは現実の姿だといふので、法を侵して行こうといふ点が一面向て来ておるのです。だからこの一部改正はそうじやないですか。選挙によるか、代議員制によるか、その根本は運営を責任を持つてうまくやりたいという傾向が、そういうところから出て来るのじやないか。うまくやつておるところほど系統外に流出しておる。下手なところはやつておられない。一番強いところ、ところがなお系統外流出をいたしておる。運営がうまいといふのは系統外流出をいたしまして、たぐひに資金のやりくりをしておるのうまいといわれておる。そういう事態が起つて来る。そこで単なる通牒でいいのかどうかという問題も出て来るのです。中金等が政府預金の預託がないので非常に苦心をせられておる点は私は認めます。また系統外に流出すること、何をとか防止しようといふことも認めますが、しかし最近の金融界の状態、銀行金融界または投資金融界その他の会社の誘惑を、あえて排除してまでできる自信を一体中金がお持ちになつておるのかどうか。最近はいよいよ／＼もつて中金が官僚化されて、それらの誘惑を撃退する信念と熱意をもつて指導されておるかどうかと、在来の唯一

性を誇つて、どうもそれらに対するところの熱意と指導に欠けるところがあるのではないかと努力されておることは認めます。決して努力していないとは言わない。しかしいゆる法外な競争相手であるかもしれないが、銀行金融機関、投資金融機関、その他の会社との競争において、やはり欠ける点があるから、系統外流出が行われるようなことが出て来ておるのではないかどうかという点に対して、どれだけ関心を持つておられますか。この点を中金にもお尋ねいたしたいし、経済局長にもお尋ねいたしたいのであります。

○小倉政府委員 協同組合の系統外運用につきましては御指摘でございますが、これは御指摘のように各種の事情があると思ひます。比較的農業の状況もよろしく、また組合の運営のいいところは預金の吸収もぐあいがいい。従いましてその運用につきましても、なかなか経済的な問題を主として考えられまして、有利なところへ運用する、また有利なところに運用しなければ連合会としての採算も成り立ちにくい、こういうことがありまして、おのずから系統外運用ということが相当行われることも無理からぬ点があるかと思ひます。また御指摘のように、中金の業務のあり方につきましても、信連のみばかりでなく、各種の団体から何というか、もつと親切にやるようにという意味の——これは経済的な問題も入れての話でございますが、要望もときどき聞いております。こういう点については、私どももいたしまして、また中金当局もいたしまして十分反省しなければならぬ点が多いと思ひます。

ただいま御指摘になりました通達といったような形式張つたようなことを非常に遅らせたというのも、実はそういうところの問題がございまして、信連と中金の間がうまく行かないままに、気がそぐわないままに、ただ脱法だ、違法だということを責めたてて金を集めるのはいかかと思ひまして、できるだけ中金信連との話し合いの上で問題を解決して行く基盤ができた上で、必要あれば形式的な通達もしよう、こういうようなつもりでおりました関係で、実は通達が遅れておつて、実際の措置の方が先に進んだ、こういうことになつておるのであります。御指摘の点につきましては、なお今後十分注意いたしたいと思つておりますし、今度の通達の趣旨も、ただ信連なり何なりが違法なことをやつておる、定款に違反しておるということではなしに、中金の方も経済的な問題を十分考慮した上でという十分な態勢を整えた上で資金の吸収に努めたい、こういう趣旨でいたしておるのであります。

○江沢参事 川俣さんのお話によりまして、少しく考えておることを申し上げますが、系統外資金の還流ということをおもひます。これは私たちだけの問題でなく、全金融機関、全金利体系に關連しての問題でありまして、これについては昨年来しばしば大蔵省、日銀から金融機関にそういう警告を發しておるわけでありまして、この年頭におきましても、大蔵大臣が全国金融団体協議会におきまして、特利だけをあげまして、この点は金融機関として自滅の道を急ぐことになる、健全金融という立場からぜひとも押えてはし

いということをお強調して希望した事実があるわけでありまして。そういう態勢が一方において進んでおるといふときに、系統外関係において一時的なそういう高い金利にたよつて経営しておるというところは、きわめてあふない経営であります。そういう趣旨が徹底しなかつて、特利は全然つけないという場合に、しかもそれとつたものによつて経理をやつておつた、たとえば信連その他のものがどういふ立場に追い込まれるか。われわれとしては系統金融機関の指導的立場にあるとも考えておりますので、そういうことが未然に、起らない先に関心しては自覚していただく、系統をもう少し強化するといふ線を出したいということが一つの念願であります。

それからもう一つは、今後事業連の整備促進をやるという立場に立ちますと、その整備促進については信連が中心になつてやりますが、これについて将来金融機関として十分なるめんどろを見て行く、あるいは連絡を密にして行くというためには、事業連の系統全面利用ということを出して要求しておるわけでありまして。この際に信連が内部から、おれの方にそういうことを要求するが、あなたの方ではどうかと言われたときに、どうしてその指導力を發揮することが出来るか。系統全体としてやはり正しい立場をとらなければ強い主張もできないのじやないか。こういうことが第二に私どもがこれを取上げた点であります。

第三には、系統の組合預金、これは信連だけではありせん。組合預金としてだん／＼金融が引締まつて参りますと、各金融機関の非常ないいえさになるのであります。先ほど申し上げましたように、高率適用で高い金を借りなければならぬといふことになりまして、どの金融機関もみな弱い系統の末端に行つてこれを食い荒らすやうなことをやらざるを得ないのであります。そのときにしつかりした態度をもつてこれを押える、あるいは指導するためには、どうしても自分の方を強化しなければならぬ。つらいかもしれんが、これがやはり永遠の策であるといふことで、そういうことを唱道しておるわけでありまして。中金のためばかり思つて言つておるのではありせん。そういうふうにして、一時は苦しくても正しい道を踏んで行くといふことになるれば、中金といたしましても精神的あるいは物質的にできるだけのことは応援しようという態勢をすでに確立しておられますが、その辺は個々に連絡いたしまして、信連と相談すべくこういうことはやつて行くという態勢を整えておられます。なおこれによりまして、金融界全般に大きな波動が起つては、これはまたわれ／＼の方としてもはなはだ本意ではないのであります。従つて日本銀行、農林省、大蔵省、こつておられます。資金が急に引揚げられたいやうな場合には、すぐその穴は日本銀行の方で埋めてもらつていようなことまで日本銀行と相談しまして、確約を得てやつておる、こういうやうな実情でございます。御了承願ひます。

○川俣委員 政府の特殊機関に近い形を持つております中金が、慎重な態度で、しかもまた潔癖なほどに方針を堅持せられております。その机上的な立場については決してそれはいいもののじやございせん。決してそれを非難しようとはいたしません。ただそういう態度をとつておるから、おれの方がつばなだたといふことだけではどうい対抗できるやうな状態ではないのじやないか、またこういう点について十分了解を付けておる、あなたの方は信頼しておるでしようが、大蔵省は二面の政策をとつておられます。一面そういう指示を与えらるゝと同時に、相当資金のやりくりが困難になつて来ましたから、地方の預金を集めて資金のやりくりをするように強要しておる。それでしよう。そうすると一方系統を侵してはならないといふ指示を与えらるゝと同時に、預金のかかり集めを目前でせよといふ指導をいたしておる。そうすると、あなたの方の末端も地方銀行も同じやないですか。ここで食い違つた指導を大蔵省がやつておるので、大蔵省が、そういうことについて理解があるから大丈夫だ、こういうことだけでは——これはあなたの方からそういう清い立場でやつておるのだから、これだけでは対抗できないのじやないか、私はあえて金利の引上げを競争して行へなんて言つておるのじやありません。地方銀行ですら、最近では利を低うして単協にまで、あるいは個々の組合員にまで相当な働きかけを行つて預託の運動を展開いたしておる。それに対して、おれの方は系統が正しいのだ、その通りです。おそろくどこの単協へ行きまして、農家へ行きまして、組合員は組合預金へといふポスターが張つてあります。これはから念仏になつておるおそれがある。あなたはポスターを張れば系統的に資金が集まるものだとい

う観念を持つておられる。私はそれも正しいと思うのです。それ以上競争して金利の引上げをもつて誘惑した方がいいなんてことも決して申し上げていいのではない。ただ官僚的に机上で、こういうポストを配れば集まるものだという態度でおつたのでは、競争負けになるばかりではなくして、法外な系統外流出が行われるのじやないか、その危険に対してどのような処置をとられようとおるかということをお聞きしておる。金利を引上げて競争しなれないというのを決して申し上げておる。金利の引上げばかりじやないです。そういう誘惑ばかりじやない。いろ／＼な面について相当な親切な形において、それは事務費は多くかつていれるかも知れぬが、必ずしも金利の引上げの誘惑ばかりじやありません。それらに対してどのようなお考えを持つておられますか、もう一度お伺いします。

○江沢参考人 今お話を通りでございまして、私どもの信じておる範圍において、大蔵省は系統横流れをせぬようにというようなことをいつておられる。一方銀行に対しては、地方からどしどし金を集める、こういつておられる、これは矛盾しておるように見えますが、私の方としましては、農協が銀行に負けて預金が集められない、こういう場合には、私どもの方としては、いようがない、われ／＼の努力が足りないのだ、こういうようなことになるわけでありませう。大蔵省がいつておられるのは、農協に集まつた金をごっそり

と大きく努力もしないで横に流す、銀行に持つて行くということでは、国民の資本の蓄積という見地から何もふえていないわけでありませう。それではないか。金を使うならもつと末端でほんとうのたんす預金、あるいは個人が持つていける預金を吸収するという方面に力を尽す。大蔵省は考慮をつけて、金融機関が集めた金を持つて行くのはやめなさい、こういう趣旨で、通牒なりお話をされておる、こういうふううに了解します。私どもの方としては、横流しさえとめていただければ、あとは私どもの方の努力でもつて競争して行かなければならぬ。こういうような決意ではありますが、それについては中金といひまして貯蓄奨励、あるいは貯蓄の宣伝、指導、こういう方面について今までもできるだけの努力はして参りました。しかし時代がこうなつて参りましたのですから、今後とももつと力をつてその方面に尽さなければならぬ。これはわれ／＼支所長会議なんかのときには、特にその辺を強調して言つておるのです。ただ御存じのように農協の系統は、昔から政府の金を上からもらつて流しておつたというくせがついております。それから戦時中は、法律によつて集められるというような癖がついております。これを早く脱却しまして、自分の努力によつて早く金を集めて、それを動かすようにしなければならぬ、こういうことは私どもとしてはしつちゆう言つておりますが、まだなか／＼思うように徹底しないのは残念であり、またわれ／＼の努力の足りない点を深く反省しなければならぬ、こういうふううに存するわけでありませう。

と大きく努力もしないで横に流す、銀行に持つて行くということでは、国民の資本の蓄積という見地から何もふえていないわけでありませう。それではないか。金を使うならもつと末端でほんとうのたんす預金、あるいは個人が持つていける預金を吸収するという方面に力を尽す。大蔵省は考慮をつけて、金融機関が集めた金を持つて行くのはやめなさい、こういう趣旨で、通牒なりお話をされておる、こういうふううに了解します。私どもの方としては、横流しさえとめていただければ、あとは私どもの方の努力でもつて競争して行かなければならぬ。こういうような決意ではありますが、それについては中金といひまして貯蓄奨励、あるいは貯蓄の宣伝、指導、こういう方面について今までもできるだけの努力はして参りました。しかし時代がこうなつて参りましたのですから、今後とももつと力をつてその方面に尽さなければならぬ。これはわれ／＼支所長会議なんかのときには、特にその辺を強調して言つておるのです。ただ御存じのように農協の系統は、昔から政府の金を上からもらつて流しておつたというくせがついております。それから戦時中は、法律によつて集められるというような癖がついております。これを早く脱却しまして、自分の努力によつて早く金を集めて、それを動かすようにしなければならぬ、こういうことは私どもとしてはしつちゆう言つておりますが、まだなか／＼思うように徹底しないのは残念であり、またわれ／＼の努力の足りない点を深く反省しなければならぬ、こういうふううに存するわけでありませう。

○川俣委員 単協が集めたまとまつたものを、他に融資するような預金の運営の仕方について厳に警戒をしておる、こういうことですか。

○江沢参考人 単協並びに信連と言つていただいて……

○川俣委員 もちろんそうですが、信連は別にして、信連についてはあなたの方で十分緊密な連絡をとられておりますから、この問題についてははつきりします。単協の場合に、結局下部の組合員の預金が集まらなければ、これはどうも持て行こうにも持つて行きようがないのです。その場合によく集められるという態勢がでなければ、横流しなんかの問題はないのです。いかによく集め得られるか得られないかという問題です。集めた金をどこへ持つて行くかという問題は第二の問題です。そこで系統的に流れて来る源泉についての競争がさらに激化されるような傾向になつて参りますと、単協自体の資金のやりくりにも困つて来る。そういう不安が出て参りますと、系統的に積み上げて行くよりも、やはり地方銀行を利用した方が安全じやないか、また利子がいいじやないか、便利じやないかという問題が出て来る。お互いがみんな集めたものを系統的に持つて行くという気運が参りますれば、それからはずれて他にこれを流用するということになることは、これは批判の目が強くなつて参りますからできないことではない。しかし預金の集まり方が少なければ、集めた預金を系統のところに持つて行くよりも、もつと効率的な、もつと便宜的な金融機関を持つて行くことという方が、この経済情勢の中においては生れて来ると思つておる。それを阻止しようとする、なか／＼それだけでは阻止できないのじやないかという

○江沢参考人 お話を通りであります。大蔵省の横流し禁止の通牒について、これだけは政府の力でやつていただきたい。またわれ／＼も努力しなければならぬが、少くともそれだけはやつてもらつて、あとはわれ／＼の力であるべきだということを申し上げたのであります。それでどうしたらば末端の単協の預金がふえるかということになるわけですが、単協の預金の利子は地方銀行の正常な法定の金利より高くなつております。ですから信用力において同じならば、うちはらにある単協に預け入れないというのではないうことです。ことに抵当の販売、転売ということをそこでやつておるわけですから、信用力の点において違ひがなければ、必ずや農協の預金はだん／＼伸びて行くという情勢にあるわけですが、それが今あまり伸びない、あるいは郵便局に食われておるというところは、やはり信用力の問題です。そこにおいて皆様方に骨折をいただいておるわけですから、再建整備の問題が出て来るわけですが、あの法律によりまして、だん／＼と地方の単協も内容的に健全化しつたものであるというふうに思ひます。それによりまして貯金の吸収についてもよほど力がついて来る、こういうふううに私は考えております。ただそれまでの間、あるいは系統機関といひまして、その貯金の吸収についてはできるだけの

○江沢参考人 お話を通りであります。大蔵省の横流し禁止の通牒について、これだけは政府の力でやつていただきたい。またわれ／＼も努力しなければならぬが、少くともそれだけはやつてもらつて、あとはわれ／＼の力であるべきだということを申し上げたのであります。それでどうしたらば末端の単協の預金がふえるかということになるわけですが、単協の預金の利子は地方銀行の正常な法定の金利より高くなつております。ですから信用力において同じならば、うちはらにある単協に預け入れないというのではないうことです。ことに抵当の販売、転売ということをそこでやつておるわけですから、信用力の点において違ひがなければ、必ずや農協の預金はだん／＼伸びて行くという情勢にあるわけですが、それが今あまり伸びない、あるいは郵便局に食われておるというところは、やはり信用力の問題です。そこにおいて皆様方に骨折をいただいておるわけですから、再建整備の問題が出て来るわけですが、あの法律によりまして、だん／＼と地方の単協も内容的に健全化しつたものであるというふうに思ひます。それによりまして貯金の吸収についてもよほど力がついて来る、こういうふううに私は考えております。ただそれまでの間、あるいは系統機関といひまして、その貯金の吸収についてはできるだけの

○河野(一)委員 ちよつと関連して御質問します。現在の資金運用部の組織、機構というもののについては、現状のままでさしつかえないというお考えですか、どうですか。要するに中金、県連、それから単協というそのあり方はこのままで、これをかえなくてよいのか。今川俣君との間のお話をいろいろ伺つておりましたが、それはこのままでいいのだというお考えですかどうですか。

○江沢参考人 金融機構の問題について私から申し上げる筋ではないと思ひますが、現在の機構のもとにおいて、私どもとしてはこういうかつかうをもつてやるべきである、こういうような努力をするべきである、こういうことを申し上げました次第であります。

○河野(一)委員 ちよつと関連して御質問します。現在の資金運用部の組織、機構というもののについては、現状のままでさしつかえないというお考えですか、どうですか。要するに中金、県連、それから単協というそのあり方はこのままで、これをかえなくてよいのか。今川俣君との間のお話をいろいろ伺つておりましたが、それはこのままでいいのだというお考えですかどうですか。

○河野(一)委員 ちよつと関連して御質問します。現在の資金運用部の組織、機構というもののについては、現状のままでさしつかえないというお考えですか、どうですか。要するに中金、県連、それから単協というそのあり方はこのままで、これをかえなくてよいのか。今川俣君との間のお話をいろいろ伺つておりましたが、それはこのままでいいのだというお考えですかどうですか。

○河野(一)委員 ちよつと関連して御質問します。現在の資金運用部の組織、機構というもののについては、現状のままでさしつかえないというお考えですか、どうですか。要するに中金、県連、それから単協というそのあり方はこのままで、これをかえなくてよいのか。今川俣君との間のお話をいろいろ伺つておりましたが、それはこのままでいいのだというお考えですかどうですか。

にしばしば入つておられるの目から見ると、相当な議論をしておられるように思ひます。私はむしろ逆に、銀行に結ぶというのを、今の機構のままなら一部の銀行へつながらせしめ、そのことを私自身も指導してやりたい。そのことについてお考えにならぬ限り、あなたの方と私の意見は一致しないということを開きとつておいていただきたいということを申し上げます。

○川俣委員 私ではできるだけ質問を簡略にしたいと思ひますが、新聞の報道によりますと、鳥取県の報告が載つておりますが、二十八年度県下の農家貯金は増加額より貸出しが大きく農村経済の窮乏を物語つてゐる、県信連がまとめた三月末の農協貯金は二十九億四千九百七十四万で、昨年同期より三億五千二百五十六万増で、増加率一三%となつてゐるが最近三年間で最低の数字となつた。二十七年度は六億三千四百万増で三三%、これからみると三分の一に低減したわけであらうが、供米の減少と最近の金詰りを反映してゐる、これに対して三月末の貸出し額は二億四千五百八十七万円のほり昨年同期より四億二千四百四十二万、五二%という激増ぶり、貯金増より貸出増が多くなつてゐる、同連で農村経済窮乏と資金不足を告げるものとみて対策を練つてゐる。こう出ておりますが、この状態は単に鳥取県ばかりでなく、全国的情勢であらうと思ひます。従ひまして今河野委員からの発言もありましたように、農協のあり方、信連のあり方、指導連のあり方がこのような形ではよろしいのかどうかということが問題になると同

時に、それよりも一体末端の農家の福祉施設であるいは生産の増強に対して、対策なしにはその団体をどうするかという問題は第二の問題になつて来るのではないかと思ひます。最も先端であります組合員の所得の減少、これが現われて参りますならば、その団体の趨勢というものは推して知るべきものがあると思ひます。従ひまして農家経済というものを中心に施策を練つて参りませなければ、他の政策は全部破綻策に終つてしまふであらうことが予想されるのであります。そこでことに供米の取扱い方と申しますと、食糧管理について政府が今企図しておりますところによりますと、在来

のようなことはたして行けるかどうかというところが疑問になつて来ております。唯一の大きな単協の資金の基礎であります供米の代金というものが他に移るといふことになりましますならば、それ自体もはや破綻のところに至るのではないかと思ひます。従ひまして、今中金あたりが盛んにお考えになりましても、食糧管理の問題と金融とは不可分に考へて対策をおとりにならなければならぬのではないと思ひます。これは必ず食糧管理といふものに對して無関心ではおられないものではないかという点だけを中金にも経済局長にも申し置きをいたしまして他に問題を転じたいと思ひます。

すが、実績はどのようなことになつておるか、この点を伺いたいと思ひます。あります。私のおります秋田県のごときは、農協育成の意味から、大いに農協を通じて資金を流したものであります。組合員の負債または農協の負債の緩和のために冷害資金が組合の中に停頓いたしておりました。あるいはこれが最も冷害にあたりました個人に渡らないで、農協と個人との負債に振りかへられたりいたしておるのであります。これは単協の資金のやりくりが、やらざるを得ないといふやむを得ないことに見えます。資金といふことになりましますと、これは転用すべきものでないことは明らかであります。違法であります。これは明らかであります。しかしながら違法をあえて行つております単協の苦衷も察せられないわけではありませぬけれども、こういう点について、資金のやりくりがそういうところに行つておるといふことについて、どのくらい御認識になつておりますか、その点をあわせてお答え願ひたいと思ひます。

○小倉政府委員 昨年の當農資金でございまして、冷害につきましては今月末が締切りに突はなつておりました。実績を集計する段階にまでにはなつておりません。ただ農林省といたしまして府県に割振り、また府県は町村別に割振るという過程を通じて見ますと、四百八十五億のうち約四百四十億くらいが、末端に、一応のわくと申しますか、そういうものとして割振られておるのではないと思ひます。現実には當農資金としてどの程度行つておるか、

もつと具體的なちやんとした数字は、五月末が締切りになつておりますから、それがないとちよつとわかりかねると思ひます。

それから御指摘の末端に行きました上で協同組合の旧債と棒引きすると、相殺いたしますとか、はなはだしきになりますと協同組合の出資にそれを振り当てる、こういったことがあるということをお聞いております。新聞などにもそういう不正がございまして、また投書などによつてもそういう不正がございまして。最近また私どもの関係の係官が地方に出向しまして、當農資金の貸付の実情を見て参りました節にも、そういうようなことが疑われる事例が若干ございしました。もつともそのものが一体どの程度の全体の資金わくになつておるか申しますと、これはもちろん全部のことを推察するほど十分な資料でございせんので、事例にとどめますけれども、はなはだ遺憾でございまして、若干そういうことがあります。それにつきまして私どもは、初めからいろいろ注意をいたしておりますし、また投書等によりまして具體的に府県の場所がわかりますれば、そういうところに向つては県庁を通じて警告をいたしております。ただお話のように無理からぬ事情も末端にはあるかと思ひますので、旧債の償還に充てるというように結果としてなる場合におきまして、組合と農家との間におきまして個別の了承があつた上で運ぶように注意をいたしております。ただ常会の席上でほんやり話を聞き、全体の同意があつたというやうなところでもつて処理されたので、はなはだ迷惑する農家も多いと思

いますので、そういうことのないように注意をいたしますが、御指摘のやうな点がありますので、なお今後とも十分注意して参りたい、かように存じます。

○平中説明員 ただいまのお尋ねでございますが、御承知の通り予算で資金のわくが定められておるのであります。この分について申し上げますと、冷害のわくが昨年二十五億あつたのであります。農地、漁港、林道復旧、伐採調整資金にわかれておりました、二十五億あつたわけでございますが、これを土地改良区だとか農協だとか森林組合、そういうやうな団体を通じて實際貸し出しました金額が、四月十日現在におきまして十九億一千二百万円になつております。従ひまして一応わくが余りました、と申しますか、未消化の分が四月十日現在において五億八千四百万円になることになつております。この未消化の分につきましては、資金の性質上、急いで貸し出さなくてはならないのでございまして、冷害につきましては申込書も特に簡素化したのであります。なおそのほか県庁にお願いいたしまして、特例と申しますか、書類を出していただくやうにお願いしたのであります。現在のところ

はあまり小さくなりますけれども、冷害の対象になるものにつきましては融資率も多いということになります。たまたま農地改良等につきましては補助金のわくその他において冷害の対象にならないというものであります。実際、現実に冷害を受けておられるようなものにつきましては融資率を上げるというようにして、三億七千万ばかりは実質上冷害に貸し付けておる、さような状態になつております。

○川俣委員 今の点、公庫の方にお伺いしますが、三億七千万円というのは十九億一千二百万円のうちですかとですか。

○平中説明員 それのほかでございます。

○川俣委員 そこでお尋ねいたしますが、私どもの聞いておるところによりますと、申込みがわく以上に越えておるといふに聞いておる。またその審査のために手間どつておるといふ話は聞いておりますが、今お話の未消化の分がまだ残つておるといふことは今初めてお聞きするわけでありまして、中金ではどうしてこういう事態が起きたとお考えになつておられますか。なお経済局はどのような見解をもつておられますか。何つておきたい。私どもは、希望が多過ぎて審査に手間どつておるといふ話は聞いておる。しかしながら未消化の分が、こんなに残つておるといふふうには聞き及んでおらぬのです。希望がないのだという御答弁であります。希望はあり過ぎてその審査にひまどつておる、それで遅れておるのだということが地方における弁解なんです。中金等の支所等においても

大体同様な見解をもつておられたのですが、わくがまだ未消化で残つておるのに申込みがないのだというふうな話は、今初めてお聞きするのですが、公庫の方ではそういうふうにお聞きになつておるかも知れませんが、中金並びに経済局長はどのような報告を受けておられるか、伺つておきたい。

○平中説明員 冷害地におきましては、これはもう資金が多々まゝ／＼弁すでございまして、政府の方で定められました標準というふうなものへ当てはめまして割当てましたものにつきましては、現在のところ、私の方で処理をしておらないというものはございせん。むしろこれはわくが少し余つておるから早くやられたらどうかというところも府県庁にもお願いいたしまして、督促していただいたようなわけでありまして。ただ御承知のように、公庫は現在のところ農林中金その他の金融機関に受託されております。そこで末端におきまして、あるいはお前のところは少し多いからひつ込めるといふ話があつたかどうかということにつきましては、わからぬのであります。が、受託金融機関からの報告によつても、現在未処理があるのではないかと、いふようなことを承つておらぬのであります。

○江沢参考人 公庫の平中理事の御説明で、私の方は大体わく一ぱいはやつておると思ひますけれども、またそういうふうな点については調査もやつておりませんので、その間の事情はあらためて調べまして御報告申し上げたいと思ひます。それから冷害その他の災害資金につきまして、中金が今度の法律に基いてやつております、これについて

てもわくがある。しかし資金はそのわくから出ていないという例はちよいちよいあるわけでありまして。しかしその事情は、私どもの方の責任上、どういふわけでもわくがあるのに金が出ないのかというのを逐一調べまして私どもの手元にあります。そのおもなものは、あれはやはり県の方の利子補給等の財政関係がそれに耐え得ないというふうなことで、県の保証が得られなかつたというふうなものがある原因だつた。中には二十万ぐらいの農協で、非常に信用がないというふうなものに対して、非常に過当な割当てがあつた。それで県の方とよく相談いたしましたところの分は適當なところに落したところもあるわけでありまして。割当の不適當なもの、實際融資する場合に修正して行くというふうなことがあるわけだ。しかし変動の大きな原因は、県の利子補給の財政がないというふうなことだと思つております。また個々にお話がありましたら、個々に調べてございましてから御返事申し上げます。

○小倉政府委員 今公庫と中金からお話申し上げた通りでございます。○川俣委員 小倉局長の中金、あるいは公庫から申し上げた通りだということとは、行政官として少し十分じやないと思うのです。自分たちの意図したものがどのように行われておるかということとは、当然行政上の立場から、行先を見守つていなければならぬことは当然なことでは、行政を受持つておるあなたとして何も意味をなさないじやないですか。行政府が意図した資金の運営が意図した通り行われておるかどうか

ということを常に監督し、指導して行かなければならぬ、それが行政府の任務じやないですか。中金や公庫が適当にやつておるのだらうというなら、これは全然独立機関です。私はそういう点があつてはならないと思ひます。

○小倉政府委員 そういう意味で申し上げたわけではないのであります。先ほども當農資金については申し上げましたように、あるいは公庫について同じでございますが、當農資金でございます。中、金なり信連、あるいは農協というふうなものが金融機関となつて働いてございまして、長期資金でございます。冷害の關係につきましても、冷害の關係がどうであるかという貸付の進行状態がどうであるかということとは、公庫なり中金がそれ／＼別に指導監督の意味で査察的なことをなされておりますが、私どもはまた私どもの立場で、指導的と申しますか、査察的な立場でやつております。冷害の公庫の資金の問題につきましては、これはやはり補助金等との關係がございまして、必ずしもわく全部行くということにはなつていないのであります。また當農資金につきましては、村あるいは果で保証するといったような問題もございまして、あるいは果でわけられる場合に、必ずしも實際に合つていないわけがあり得るのでございまして、そういう場合には断つて来る村もあるというふうなことで、わく全部にはなりません。それからまた果によりましては、あるいは信連の金繰りというふうなものもあるでございまして、また実際の使途につきましても、先ほど御指摘があり、また御回答申し上げま

したようなことになつておりました、その点も十分今後注意して参りたい、かように存じております。

○川俣委員 そこで公庫並びに中金に四百八十五億の実績をすみやかに資料としてお出し願ひたいということ、この点に対する質問はこれでとどめたいと思ひますが、しかしただ非常に考えられますことは、災害地においても冷害地においてもそうですが、国会における意思は、極端な冷害にあひまして當農資金に頼んでおるもの、あるいは災害のために十分當農資金を得られないものに対して、手厚い支援をしてやろうということがねらいであつたことは明瞭なんです。ところが実施面を見ますと、信用状態が悪いから――在来の信用状態が悪いということでありまして、これはまだやむを得ない。冷害でほとんど皆無であつたのだから、これを回収するにはこれだけの資金では容易に返還がでないであらうというふうな査定をしておるところがある。これは冷害でありますから、当然そういう激甚なところに當農資金を出さうというのに、皆無であつて、おそらくその回収についての責任は持てないだらう、こういうふうになりますと、極端な冷害地――極端なところまで行かないにしても、幾分でも當農資金をやつて再生産のために役立たせようという資金が行かないということになります。ならば、まづたゞこれは目的をはずした結果になりはしないか。これは重大なことだと思ひます。災害地でも同じですよ。大きな災害が起きますならば、資金を受けたが、そのやりくりがなか／＼つかないことはあまりにも

明らかなです。明らかにわかかわらず、なおあえて県の保証なり町村の保証を求めて、できるだけ回収に努力をしよというところで資金の貸付を行つたのであります。従つて冷害の激甚なものと災害の激甚なものが信用状態が悪いというふうなことになるます。ならば、普通の金貸しと同じです。そういう意味で政府資金を融資したのでは断じてないと思ふ。ただ他に多くの借財を持つておつて、これを営農資金に使わないだらうから信用だというならば別問題です。同じ信用でも、この男はどうも他に転用するやうなおそれがあるからという信用ならいいですよ。しかしながら、冷害のために、将来二年、三年あるいは四年かかつても、まじめにやつてもなか／＼資金が返つて行かないであらう、それを信用だということになります。ならば、本法の目的をまつたく疎離するものだと思ふのです。この点について中金並びに経済局の見解を承つて、私はこの点についてはこれで質問を打ちつて、他の問題について質疑いたしたいと思ひます。

○小倉政府委員 これは御指摘の通りでございます。災害の程度がひどかつた、従つて回収に相当困難する、そのことが信用がないから営農資金は貸し出さぬというところでございませう。これはまつたく法の目的を理解しないことはなほだしいことだらうと思ふのです。そういうことならば運用しては相ならぬ。もしそういうことがございませうれば、今からでも是正すべきものは当然是正して行かなければならぬと思つております。ただそういうことでなくて、地元の農協が非常に信用力がないというこのために行かないという場合がございまして、法律を運用する当初におきましては、そういうケースについて二、三私個人としても相談を受けたことがございませう。そういう向きにつきましてはよく県の課長なり部長に話しまして、具体的にそれを処理してもらつた例もございませうが、その後そういう例はあまり聞いておりません。村に行つてからわけ方についてうま／＼というのにはございませう。そういう点については先ほど申しましたやうないろ／＼の監査というやうな手段を通じて、できるだけ公正妥当な融資が参りますやうにいたしておるのであります。

○江沢参考人 私から同じことを申し上げることにありますが、局長の言われた通りの方針をもつて私もやつております。なお川俣さんのお話もございまして、そういうやうなことのないうちに、自衛といひますか、よく徹底させるということには力を尽して行きたい、こう存じております。

○川俣委員 次に主として中金にお尋ねをして、経済局にお御反省を求めたいのですが、今度農業協同組合の連合会の役員の変更にあたりまして、中金が不当に人事に干与した例が二、三出て来ております。まず秋田県の例を申し上げます、今まで十五名の理事、監事であつたと思ひますが、これを九名というやうに農協の連合会では考えたやうです。ところが九名も多過ぎるか、七名にしよという意見が、中金から申出があつた。これは初めは県を通じての申出で、県では一市九郡という建前から、どんなにやつても郡代表という形をとらないと円満に行かないだらうという意味で、九人というのは大体県の方針であつたやうです。もちろん総合県連ではこれを十二名程度にしたいというのですが、県としては九名くらいまででどうだということ、結局九名におちつたわけですから、それをさらに信連を通じて、あるいは直接これらの関係者を中金に呼びまして、七名以上にすることは断じて相ならぬというやうな警告を發したことが新聞に見えてゐる。これらのごときも私は行き過ぎではないかと思ふ。しかもその九名のうちの一名が改進黨に所属しておつて、他にいろ／＼な団体に関係しておるから、あの分はいいないのだと言つてゐる。私は非常に不都合だと思ふ。改進黨であらうと自由党であらうと社会党であらうと、私は一向これはさしつかえないと思ふ。政党的にこれは分配するものでも何でもないでしょう。これは私は非常な行き過ぎだと思ふ。九名にするかどうかそのうちの一名はおもしろくもない人が出さうだから、無理に七名にするとなつて、これはなおさらおかしくなる。できるだけ少数の理事者でいいという意見なら、私は尊重されていいと思ふのです。それを、どうもそのうち氣に食わない人が一名入りそうだから、その人をはみ出させようとして七名にするというのは、私は非常な行き過ぎではないかと思ふ。その点が一つであります。

もつとひどいのは岩手県の例であります。これはすでに調査をいたしておられるはずでございませうが、岩手県では御承知のやうに、当時非常な輿論をなつて、渡辺君が経済連の初の役員会で会長になるやうな情勢であつた。

これは新聞の報道によつても最有力であるということが指摘されたのです。大体いなかの新聞でさうな見方をするのであれば、そこにおちつくことは常識で判断できることです。それに何かかわらず中金の支所長なるものが役員会の懇談会に来て、しかもその役員会の懇談会は、紛争を起した役員の処理についての懇談会であつたのです。その秘密懇談会にわざ／＼出席をいたしました、意見を述べております。そればかりではありません。あたかも自分が理事者側に入つてゐるかのやうな口吻のもとに、この渡辺氏が会長になることを妨害しておるのです。この事実を私はかつて指摘したのでありますが、経済局では嚴重な警告を發したから、再びそういうことは起らないであらうということ、非公式ではありますと言明しておるわけでありまして、ところがまた問題を起してゐる。また問題を起したことは今こゝでは申し上げませんが、今まで当局側が前の問題について干与いたしました経過につきまして御説明願ひたい。中金が、そういう自主的な経済団体に対していろいろな金融上の指導を与える、あるいは相談にあずかることはもつともな職分だと思ひますが、しかしながら人事にまで干与するということ、一体行き過ぎでないと思つてゐるのか。私は、單なる一支所長が地方の団体に干与するがごときは相ならぬことだと思ふ。そんなことでは、私もは特殊機関としての中金というものを認めることができないと思ふ。この点について明確な御答弁を願ひたい。

○江沢参考人 お話のやうなことがもしもありましたならば、私どもの方としてもはなはだ申し上る次第でありまして、深くおわび申し上げる次第であります。中金の支所長がこの整備促進の仕事に現にやつておられますが、さうなことに当面する場合も今後非常に多いと思ひます。そういう場合には、決して外部から不当な干渉と認められるやうなことがあつてはならぬ、ということを支所長会議を通じて、また書面をもちましてしば／＼注意を促しておるわけでありませう。審議の方針としてこういうやうな方針があつてほしいという抽象的な指導は支所長としてやるべきであらうと思ひますが、個々の人について、また個々の内容について一々干渉がましいことをしてはならないというふうな私どもの方では申しておるわけでありませう。事実よく調べておつてその辺のところはまた御報告申し上げたい、こういうふうに思ひます。

○小倉政府委員 ただいまの中金の支所長等が県の経済連の人事等につきまして干渉するやうな、具体的な例をあげてのお尋ねでございませうが、この点につきましては、先般この委員会におかれましては、たしか公庫法の改正のときだつたと思ひますが、附帯決議で公庫なり中金が貸付業務等に関連して不当な干渉をしてはいけないという趣旨の御決議があつたと思ひます。そういう御決議があつたからというわけではございませうが、ありまして、御決議の趣旨もすでに農林省から正式に公庫、中金に通達してゐるのであります。それから岩手県の例につき

ましては、県それから中金にも事情を照会いたしております。その点については十分わかまえておるはずでございますが、ただいま江沢副理事長からもお話がありましたように、これもやはり国会で御審議をいただきますので、いま実行いたしております連合会の整備促進の仕事がだん／＼実行に移つて参つておりました。岩手県、秋田県等におきましてまだ正式な審議会で取上げて進行したという段取りにはなつておりませんけれども、その準備段階に実はございまして、役員選挙の折には新しい体制に乗せた上での役員選挙ということになるかと思ひますので、そういう折にもちろん意見を申し上げたり、あるいは意見を聞かれたりする場合は非常に多からうと思ひます。どこの辺まで意見を申し上げるの、これはなかなか、微妙でむづかしい問題であらうかと存じております。ただ御指摘の人事というように特に具体的な問題になりますと、これは避けるのが妥当でございますし、また当然でございますので、かようなことは今後とも十分に成心して参りたいと存じております。

○川俣委員 選挙はいかなる選挙であらうとも公正に行われることが原則でなければならぬ。衆議院の選挙であらうと、県会の選挙であらうと、他の選挙であらうと、これが公正妥当に行われるところに選挙の権威があるのではありません。それを再建整備というようにすることを理由にして、選挙干渉をするという事は許されぬことだと思ふ。そういう権限を中金に与えておるわけもない。われ／＼国会で議決した

しまして再建整備に対する資金を融通いたしましたのも、これを振りかざして人事に干渉せよという事は一ぺんも言つたことはない。むしろそういうようなあやまちがあつてはいけないというので附帯決議を出しておるのであります。その附帯決議のあつたことは十分御承知でなければならぬはずだ。今の中金の湯河君にいたしましては、だん／＼なれて参りまして、あたかも日銀總裁のワン・マンをまねるようなことをあえて行ふということになつたならば、これは十分国会としても警告しなければならぬ点だと思ふ。一使用人であるから、そういうことはわれわれの関知するところではないという。一体いつまでも弁解をいたされるということになるならば、私も本人を証人として喚問して、その真偽を明らかにして、真偽が明らかになつた結果、もしも問題がありますならば中金の全役員の見直しを願ひしなければならぬ結果に相なると思ふ。しかも警告を發せられたにかかわらず、自分が排撃しておつた小関という理事の再び就任方を勧進し、しかも小関氏が郷里の金崎で組合長にならうとすると、再び県連の参事に就任できないといふこと、組合長になることさえ妨害しているではないか。もしも組合長になれないような人格の人であるならば、参事に推薦するわけでもないはずだ。金崎で優秀な成績を収めたために、かつて県連の参事を勤め、理事を勤め、相当な成績を収めたにかかわらず、金融機関が横やりを入れて辞職させて、自分がなろうとしたけれども、結局なれない。次に選んだ渡辺氏もなれない。

い。また小関氏だ。自分が排撃しておいて、收拾がつかなくなると再び勧進し、出ないといふことになつたところが、組合長になると再び県連の役員につけないといふことから、あえて金崎まで出向いて組合長になることを妨害している。これはあくまで人事に対する関与です。これまで関与するということになりますならば、行き過ぎもはなはだしい。まつたく身分を忘れていゝるものです。単なる一片の報告でそういう役員会に出るということは、今までも慣例があつた。役員会に出て、再建整備のことや資金の運用の点について相談にあずかり、指導するのは当然のことですが、役員会の問題が紛糾して、秘密会を開いていゝるところにわざ／＼まかり出なければならぬ理由はどこにあるか。それは明らかに人事に關与するためなんです。しかも新聞の報道によると、みづから理事者にならうといふことが明らかなんです。第一本人のいる前で候補者に推されていゝることは明らか事実なんです。推されていゝるが中金の本店に意見書を聞かなければならぬといふことで留保してゐるわけでありまして、目の前で推されていゝる。これは推されたのじやない。誘導したと見なければならぬ。中金の秘書長が理事になるということとは全国的なことなんです。異例のことが行われるといふことは、明らかに關与してゐるのです。十分な監督をされていゝるということ、なお續いておられますので、本人を証人として喚問して事情を明らかにしたいと思ひますから、委員長において適當なおとりはからいをお願いしたいと思います。これに対する御見解を承りたい。

○小倉政府委員 この前のことは先ほど申し上げたのでございまして、その後なお不當なことが行われているという御指摘でございまして、かようなことがあつたとすればはなはだ遺憾でございまして、私も十分事情を取調べたいと思ひます。その上で中金の方にも善処方をお願いする、かようにしたいと思ひます。

○江沢参考人 私どもの方も、もしそういう事実がありとすれば、中金としてははなはだ遺憾でございまして、事実を十分取調べまして善処したいと思ひます。

○川俣委員 岩手県の中金の秘書長生島某氏を一ぺん証人として喚問して審査したいといふ動議を委員長に出しておきましたから、おとりはからいをお願いしておきます。

○井出委員長 追つて理事会等にはかりまして、善処いたします。

○川俣委員 それでは中金並びに公庫についての質問を終りまして、通産省の中小企業振興部長にお尋ねいたします。石井振興部長は御存じだと思いますが、今度農業協同組合法の一部改正が議員提案として提出されております。本来こういう経済状態の中におきましては、農協の行き方も、中小企業協同組合の行き方も、大体似て来るべきを得ない状態であらうといふことが想像されるのであります。そこで金融逼迫によつて農村はますます窮乏し、中小企業もまたその不況を免れない情勢になつて来たと思ふのですが、農業協同組合法の一部を改正する法律が出ていゝることを御承知でありますかどうか。なお中小企業法として商工協同組合の組織機構の改組または法律の改正

等について、何らかの考案があるかどうかといふことが一点。さらに農業協同組合の改正の意図は、中央会をつつてここに政府の補助を相ならつてゐるのであります。が、中小商工業はそういう必要があるのかないのかといふ点について、どのような見解を持つてゐるか。この二点をお伺ひいたします。

○石井説明員 お答え申し上げます。経済的な立場の非常に弱い点につきましては、農業者と中小企業者は御指摘のごとくまつたく同様な立場に立つてゐるわけでございまして、それを相互扶助の協同精神によつて地位を高めて参ることは、今後ますます必要と相なつて参ることと存じます。このような情勢において、中小企業協同組合の中央組織をつくる必要があるのではないかと十二分に研究してゐるのでございます。また全国各地に行われる中小企業者の大会等におきまして、しばしば決議されていゝるところでございまして、相なるべくは財政的に何がしかの補助等を用意いたしまして、法制化を行うことによつて中小企業協同組合の経営の健全化という方向、ないしは経営の活性化を促進するといふことをいたしたく考へておつたのでございまして、御承知のごとく国庫の補助金は大幅に整理するとの一般方針に基づいて、予算折衝過程においては、遂に補助金の支出を認めさせることができなかったような経緯もございまして、政府提案としてただちに協同組合の中央会をつくることを立法し、提案することに依つては、若干自信を欠いた点等もございまして、見送つておつたわけでござ

います、その点はなお農林業と同一な歩調であつたと思つてゐるのでございませう。今回農林においてはこのような御提案が行われまして、近く成立することと存じますが、私どももいたしなすも、農業者の経済的地位に劣らず窮迫した状態にございまして、国会方面の御意向等もよく伺ひまして、あるいは議員立法の形式によりますか、政府立法の形式によりますか、形式は別といたしまして、できる限り近い機会に法制化を行いたいと思つてゐる次第でございませう。また補助金の問題につきましては、農林の方においても、本年度のうちに成立した予算においては補助金項目はないものじやなからうかと私どもも承知してゐるのであります。あるいは改正法の趣旨において適当な予算措置が講ぜられることに相なるのかも知れませんが、ただいま中小企業協同組合については、先ほど申し上げた通り予算化されてゐない実情でございまして、法制化の速度とにらみ合せて、この予算措置等につきましても、検討いたさねばならぬというところに相なると思ひます。

○川俣委員 そこで経済局長にお尋ねしますが、この議員立法が出て参りますと、これに対する補助が可能なものでありますかどうか、今政府のつております方針として、私は必ずしも政府の方針を是認するものではないものですが、どうも団体に対する補助とか、あるいは補助金の整理であるとかいうことで、できるだけ補助を切り捨てようという予算を組んでおるのであります。この是非については私どもは大いなる意見を持っておりますが、議員立法については、特に大蔵省が予算の伴うような議員立法は相まかりならぬというような態度を堅持しておるようでありませう。これらは行き過ぎたとは思ひますけれども、現実はそのような態度をとつておるようですが、本立法が制定されますと、これに対する予算が可能なものでありますかどうか、これを経済局長からお尋ねしたい。今通産省ではなか／＼容易に得られないようなお話でございまして、経済局はどのようなお考えを持っておりますか。

○小倉政府委員 予算の点は、これは川俣委員が御指摘の通りでございまして、私からこれ以上特に申し上げることは実はございませぬ。農業委員会とそれから協同組合改正の筋がほぼこの前の法案のようなことで国会を通過いたしますれば、これはこの前の例もございませうので、私どもとしては当然前例に準じた予算の要求をしなければならぬと思つております。またそういうように努めるつもりでございませう。ただ当時とは多少事情が違つておるのには御承知のようなことでございまして、緊要なと申しまして比較にはなりませぬけれども、よほど緊要な補助金も削減されておるという点と実情でございまして、そういう点との関係がどうなるかということが実は若干ちぐはぐいたしております。しかしこれが通過いたしますれば、できるだけの努力をいたすつもりでございませう。

○川俣委員 それでは石井振興部長にお尋ねいたしますが、私どもは議員立法でも、当然法律として制定された場合には、その趣旨に乗りまして予算の裏づけがなければならぬと思つてゐる。しかしながら十分それらの改正が予算の裏づけを要求するに足るだけの組織のものであるかどうかということ、これはもう問題は基本的にあると思ひますが、もしも価値あるものとなれば、当然議員立法といへども予算の裏づけが必要だと思ひますが、現政府の状態並びに大蔵省の状態ではなかなかそれが困難だ、そうすると石井振興部長は将来中小企業協同組合に対しては、政府提出でこれらの法案を整備されようというお考えですかどうか。この点をあわせてもう一度お尋ねいたします。

○石井説明員 率直に申し上げますと、われ／＼としまして、法案その他の立法技術的な点につきましては、いろいろ／＼と検討はすでに進められておるのでございませうが、現在の中小企業の実態から考えまして、この中央会の行います仕事、経済活動というよりはむしろ準経済活動ないし経済的色彩の非常に稀薄な活動でございまして、このから、もし反対給付のような形で有償的に経費を徴収するというようなことに非常に困難があるわけだと思ひます。そのような点から考えまして、中小企業界の一般的意向をもよく聞いたのでございまして、一部には若干の政府補助等にまたなければ完全な業務の運営が困難であるという意見もあるものでございませう。またたゞ業者の独立した責任においてこの団体を運営して参れるということでありませう。これは予算の裏づけがございませぬでも、ただちに立法化することができるとございませうが、そういう点を考えあわせましたところからいたしまして、今回の本国会には提出できなかつたのでありますけれども、今後の方針をいたしましては、必ずしも予算の裏づけがなければ法制化はしないのだということを決定いたしておるわけではございませぬので、相なるべくは業界のそれ自身の自主的な考えで経費の負担等にたよるという実力を養いつつ法制化を行つことが最も好ましい、また政府といたしましては、このような経済的色彩の稀薄な活動をいたします団体に対しては、これは、これは大きい意味においての中小企業の育成ないしは振興という考え方から、ちやうど農業におきまして同様と思つたのでございませうが、これは何がしかの財政負担も考へるべきものじやなからうか、かように存じておるわけでありませう。

○川俣委員 大体石井振興部長に対する質問はその程度でつけよう。將來ともひとつ御検討をお願いしたい。ただでつけよう。もう一、二点だけお尋ねしたいと思ひます。このたび議員提案をせられておられますが、この団体の再編成については、政府は前から一つの意図を持って法案を出された歴史を持つておるのであります。今般政府はなぜあえて提案をいたさなかつたのか、その具体的な理由をひとつお示し願ひたい。

○小倉政府委員 これは私から申し上げる筋台ではないかも知れませんが、また他の機会に大臣、政務次官からもお答えがあつたかとも思ひますが、間違つておりましたら訂正させていただきますことにお答えいたします。

政府におきましては、御承知の通り再度にわたりまして農林委員会と協同組合法等の一部改正を提案してあるのでございませう。途中いろいろな事情で審議未了になつたのでございませうが、率直に申し上げまして、政府案のどこにどういふ問題があるのかということにつきまして、国会で公の議論が実はなかつたのであります。従ひまして、政府が提案するとなれば、その再度にわたつて審議未了になつたにつぎましては、相当中に問題があるに違ひない、その問題について国会の御意思を十分に組み入れるように改正をして出すべきであつたのでございませうけれども、その点が必ずしも公の席上で十分なかつたというところのために、出すとすればこの前の通りまた出さざるを得ない。そうすればまた議論になつて審議未了になるに違ひない、こういうことと実は出すことをはばかつたのであります。

○川俣委員 どうもこのたび出さなかつた具体的な理由はもちろん明確でございませぬが、それでは前国会に提案された法案と、このたび議員提出の法案と重要な点で大きな相違点があるのだと主張する人もありますし、あまりないのだと主張する人もある、これは人の見解によつて大分違ひ、あまりないのだということになれば、小倉さんの先ほどの答弁はおかしい、違ひないのであつたら前の法案通りでもよかつたではないかという議論が、疑義は別にして、世間からはそういう誤解というか、正解な判断が下されると思ふ。あまりかわらないのであつたらそれじやな政府が提案しなかつたのであるか、また元通りではどうして悪かつたのであるかという批判が行われると思ふ。よしあしは別にして出て来

る、非常に大きな相違点があるとすれば、一体どこにその大きな相違点があるのか、小倉さんはどの点が非常に大きな相違点だというようにお考えになるか、そういう大きな相違点を今ただちに解決して行くというふうにお考えになつておるか、もしそういう点がないうとすれば、先ほどから申し上げました通り、どうも態度がわからなかつたから、こういうことでありますが、わからなかつたのではなくて、同じような問題でありますからわかつていないければならぬ。大同小異だとすれば、国会の意思がはつきりしなかつたと言うことはできないと思つてゐます。あなたの方の立場から見るとどこにその大きな相違点があるのか、事務局としてはたしてこの大きな相違点を、財政的にもその他の運営においても片づけることができるという自信があるのかないのか、この点をひとつお伺いしたい。

○小倉政府委員 この前の政府提案と今回の議員提案との相違点でございますが、法律の条文に当つてみますと相当相違点がございます。ただ、特に重要な点ということでございますが、これはお尋ねをまつてもなく、一つは農業委員会法の技術員の規定でございます。もう一つは農業会議所あるいは農業会議の構成の問題でございます。この構成のことはいろいろ技術上の問題もございまして、見解の相違という点もございまして、それは別だとして、結局技術員の規定が今回の案にはない、これが一番重要な点ではないかというふうに存じます。

○川俣委員 まつたく私どもの見解も、大きな点ではその二点だと思つてゐます。その他の点では政府原案が出来る、部分的な修正というふうなところで補えないほどの根本的な相違はないとも見られるのですが、ありとすれば、今経済局長の指摘された会議所の点と技術員の点だと思つてゐます。そこで会議所の点は別に技術員の問題で、もしも前の国会において審議未了になつた、しかも公に審議せられずになつたかやむやむのうちに審議未了になつておつた大きな点は技術員の点だといふことになる。これは院内におる者は割合によくわかつておるのですが、外部の者はわからないのです。何ら速記に残るような審議は尽されてない。きのうの参考人の辻誠君なども、三年間も十分な審議をしておると言うが、いわゆる対外的な発表ができるような大きな審議はしてない。そこで多くの関係者を持つところのこういう法案は、少くともこれが末端に是非の批判がくだされてその意見を取捨選択することが非常に適当だと私は思つてゐます。ことに一片の法律ではなくして、組織、機構、運営に関するものがこの法案の趣旨であります。従いまして組織、機構、運営というところになりますれば、これは末端によく理解せしめて法案を通すのが私は正しい法案の審議の仕方だと思つてゐます。これは原則的にそうだと思うのです。単に行政が行うような一片の法律でありますならば、これは行政官がその法律に基いて指導すればいいのですけれども、これはまつたくの国民の組織するものであり、国民の形成する機構でありますから、やはり末端の意見が十分取り入れられてしかるべきだと私は思つてゐます。従つて農業共済のように末端の機構や運営に關することでありまさら

ば、ここに委員会なり協議会なりをつくつて組織の変更を考えようという意図が示されたことは私は正しいと思つてゐます。単に国会議員の頭だけでものを判断するのではなくて、国会議員よりもその組織の運営に當る者、機構の中に入る者、それらの者の意見を聞かなくては、これは頭だけの考えの組織になつて、運営はうまく行かないので、私はあり方としてはそうだと思うのですが、そのことは別にいたしまして、問題点であります技術員の問題、これが解決しないためにこの前延期せられた歴史を持つておることは、今あなたが説明された通りだと思つてゐます。一番問題点が未解決になつておつて今度はこれいいのだということになると、おかしいのではないかと私は思つてゐますが、経済局長はどうですか。この解決をいかようにするかということがめどがつかなくなつたために、政府提案ができなかつたというところにおおそくなつておるのだとしよう。公然の審議がなかつたからそうとも言えないといへば、それは言えないこともないでしょう。また会議所の問題も、公然の問題にはならなかつたとしても、いろいろ意見が出たおつたから、この二つだということではこれは想像にたかくな。会議所の形は別な形になつて現われて来て解決した。しかしながら一番の問題であつたところの技術員の問題は明らかに未解決なんです。そうすると解決するたに法案を出されたのか、未解決のまま出すということになれば前の政府提案と何らかわらない。会議所の点は修正できたのです。修正の不可能なものではありません。技術員の問題は、単に文章の解決の問題ではなくて、他の

政治的な問題を含んでおるために、文法的な修正ができなかつたところに問題があつたのでしよう。技術員の問題はこれは予算が伴つておる。いわゆる団体に対する補助でなくして、この技術員をめぐつてどつちにも予算が多く行か行かないかという問題が一番大きな紛争の根本であつたはずなんです。これを解決されないで出されて、前の案よりこの案がいいのだというふうなことを言われておるわけですが、あなたはそれでよろしいのですかどうか。

○小倉政府委員 政府案がいいかどうか実は申し上げかねております。技術員の問題にはなるほど触れておりましたが、これは最終的に国会でおきめになりまして、行政運用としてそれをどう解釈するかという問題が実は残るのであります。と申しますのは、案を拝見しておりますと、現在は書記となつておるものを職員と直しておきまして、技術的な素養を持つた職員を置くということは必ずしも規定されてないやうにも見受けられるのであります。もちろん技術員といつたやうないわば農家に接触して技術指導するような考え方が、前の政府案と比べてこれは規定されておるやうにうに見るのが当然でございますが、職員のうち技術的な素養を持つた者を使つて行くということにつきましては、必ずしも規定されてないやうにも見受けられるのであります。だとしても、職員の問題といたしましては、行政運用の問題といたしましては解決のつかぬ場面も出て来ないかと考えます。これは御指摘のように、農業委員会等の今後の担当事務のあり方によりま

しては、単なる事務書記を二人助成をして行くというのをいつまでも続け行くことは非常にむづかしい問題でございまして、そういう問題に關連してお尋ねと思つていただけます。そういう点は、でき得べくば、運用として一人は事務、一人は技術といつたやうな、同じ農業委員会の仕事でございまして、両々相まつてやつて行くか、これは提案者なり国会の御決定の上での解釈の問題でございますが、そういうふうにとけるといたしましては、全然解決がしてないということではないのか、かように存ずるのでございます。

○金子委員 川俣さんの御質問に關連して提案者と補足の答弁をいたします。ただいま川俣委員の御質問の職員を置くというところになりましたので、これに對しては、この法案が最初二回政府提案として提出されて以来の問題点なのであります。非常に重要な点でございますが、この点につきましては私が相談を受けて、提案者になる過程の重要なポイントであります。で、当時の考え方を一応私から申し上げることも適當だと思つて、一言申し上げます。書記というものを技術員として依然として農業委員会は技術員の養成をして行く、そして事あらば組織による技術員体系をこのところから打出すということがあるとすれば、今度の職員に書くことができることは疑問になる。だからしてあくまで農村の技術体系として今日あるのだから、それらの問題を根本的に考え直すときに、国会で

考えられますならば別として、今職員という形だけにおいて、暗黙のうちには技術員がでさうしたというふうなことはないようにすることは、私の方から提案する場合に提案者間において話合つたことでありますので、それまでの経緯はさように御承知願つておきたいと思ひます。

○川俣委員 提案者の意図は説明でよくわかります。しかしながら今私のお尋ねしておるのは、実は提案者の意図をお聞きしているのではなかつたのです。この法案が出た場合にどのような解釈をするかという文書解釈をして、行政面ではどのように処理するのだというところをお聞きしておつたのです。それに対する小倉経済局長の答弁があつたのです。そこで問題は、このよしあしではなく、この前の国会で審議終了になつた点は、この点が重要な問題でなかつたか。この問題が解決つたような、つかないようなことになつていくのだが、それで運用ができるのかどうかということを小倉局長にお聞きしたのであります。金子提案者の意思は十分私はわかつておるが、この法律の解釈では、必ずしも金子さんの意図のようなものではないに運営されるのではないかと申しますと、この問題の紛争は、農業委員会のあり方、あるいは農業協同組合のあり方、もちろん問題になります。今回の論争の――

面に出してやりませんけれども、単に農協の自力で指導員をやとい入れ、あるいは指導員を置くことを農業委員会が拒んでおるものでもなさうだし、また農業協同組合が指導員をほしいというのも、みずからの経済でまかなう指導員がほしいというように主張するようでもなし、やはり今の農協の現状からすれば、国庫補助のある指導員がほしいというのが農協の希望だと思ひます。そこでやはりこの問題はまだ解決つていないのじやないか。解決つておるとすれば、政府提案でもよかつたのじやないか。政府提案でもできなかったのは、おそらく未解決の点が残つておつたからでなかつたのではないかと聞いておる。そこで文書から見るとこの運営は、これは結局予算の裏づけがついて来る。経済局長は今後の政府の緊縮財政の中において、議員提案について骨を折つても、はたしてどれだけの効果があるかというところについては、なか／＼自信がないというふうな御答弁であつたわけですが、私はさもありなんと思ひますが、よい悪いは別にして、当面の政府が出した案については、予算の裏づけをしなればならないという重い責任をおそらく感じておるから、かなり熱心になるだらうし、そうでない方面から出て来る、乗り切れる自信がないから予算がなか／＼獲得できないというところが当然起つて来ると思ひます。これは小倉君の能力いかんじやなくして、いくら小倉君が首をかき上げたつて、そういうことが起つて来ると私は思ひます。それ以上の能力をおそらく小倉さんは発揮されるだらうというところは期待しますけれども、あまり大

きな期待はできないのじやないかと思ひます。そこでこの問題の割切り方によつて私は予算の振替りが違つて来るのじやないかと思ひます。これは小倉さんが都合よく解釈しても、大蔵省の解釈がまた違つて来はしないか。提案者の意図のように解釈したならば、予算の裏づけをどうするかということについて大蔵省の見解もあわせて聞きたいと思ひますが、この点についてもう一度小倉局長の御意見を伺ひます。

○小倉政府委員 農業委員会の書記の予算の問題でございしますが、どの程度の予算あるいは人数を必要とするかというところは、もつぱら農業委員会が行政機関として担当する仕事の分量によるのであります。つまり供出なり、農地の事務なり、その他の関係の事務が増減するということにある程度歩調を合せざるを得ないのであります。従ひましてこれは書記であらうと、名前を職員にしようとする点から見れば同じであります。ただ別な観点からのお尋ねだと思ひますが、技術員ということであればこれはまた話が別じやないか。そういう技術員的なもの予算を要求する場合に、今度の改正案なりあるいは現行法で一体できるのかどうかということだらうと思ひますが、それはお説の通り現行法は書記でございしますし、今度の改正案によりまして職員ということになりまして、多少範囲は広いようございします

が、技術者のための予算が的確に来るのだという説明を持つて行くことはなかなかむずかしいと思ひます。そういう意味において、農業委員会のこれまでの行政機関としての仕事の分量の減るのを補うために、そういうた新しい

仕事があるのだ、こういうことで説明をしようと思ひますが、これはお説の通りむずかしい問題になつて来ます。これは政府提案であらうと、議員提案であらうと、そういう区別じやなく、むずかしい問題が生じて参ると思ひます。ただしもし委員会の書記ないし職員の補助の問題は、そういう観点ばかりじやなく持つて行きようもありはしないか、これは予算要求上の純粹のテクニツクの問題であります。あるうかと思ひますので、一概に悲觀的になる必要はないかと思ひますが、これは御指摘のそういう事情があることは確かであると思ひます。

○川俣委員 私もこれらの問題について党で会議を開くことになつておりますので、きょうのところは質問をこの程度にして、明日続行したいと思ひますが、よろしくおはからひ願ひます。

○井出委員 ちよつと速記をとめて

〔速記中止〕

○井出委員長 速記を始めて。

暫時休憩いたします。

午後四時三十四分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十九年五月二十五日印刷

昭和二十九年五月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局